

平成21年度広域ブロック自立施策等推進調査

産業遺産を活用した広域連携及び多様な主体の連携による

地域活性化方策に関する調査

(産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成施策の展開に関する調査報告書)

平成22年3月

国土交通省九州地方整備局

鹿児島県

目 次

【要約編】

産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成施策の展開に関する調査（要約）.....	
---	--

【本編】

1 . 調査の内容.....	1
1 - 1 調査の背景・目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 調査の目的.....	2
1 - 2 調査方法.....	2
(1) 調査の流れ.....	2
(2) 調査体制.....	4
(3) 調査項目.....	5
2 . 九州・山口のまちづくり景観形成の現状.....	9
2 - 1 景観施策.....	9
(1) 景観誘導.....	9
2 - 2 まちづくり（産業遺産の保全活用状況）.....	10
(1) 企業・行政の取り組み状況.....	10
(2) 地域住民の取り組み状況.....	10
3 . 他地域での参考となる取り組み.....	12
3 - 1 各地の取り組み状況.....	12
3 - 2 事例紹介.....	12
(1) 海外の産業遺産.....	12
(2) 国内の世界遺産等の景観誘導.....	17
(3) 地域の魅力向上の取り組み.....	28
(4) 関連する補助事業制度.....	31
3 - 3 得られた知見.....	46
4 . モデル地域における具体策の検討.....	47
4 - 1 九州・山口のまちづくり・景観形成の基本的な考え方.....	47
(1) 世界遺産シリアルノミネーションのストーリー.....	47
(2) 各地域に期待されること.....	47
(3) 産業遺産と地域の活性化.....	47
4 - 2 モデル地域の選定.....	47

4 - 3	モデル地域の検討方針	49
4 - 4	地域別の検討	51
(1)	鹿児島地域	51
(2)	八幡地域	63
(3)	萩地域	73
5	広域的な取り組み方策	82
5 - 1	基本的な考え方の整理	82
5 - 2	各地の課題に対応した取り組みの実施	83
(1)	景観誘導による産業遺産の価値の担保	83
(2)	まちづくりによる地域の魅力向上	85
(3)	取り組みの実現に向けた住民等との連携	85
5 - 3	広域的な取り組みによる効果の発揮	87

【要約編】

1. 調査の内容

1) 目的

「九州・山口の近代化産業遺産群」が今年1月にユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されたのを契機に、近代化産業遺産を活かした地域活性化を図るため、本調査では以下を目的とした。

- 「九州・山口の近代産業遺産群」の各産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成が促進されるための方策等の提案

具体的には、地域活性化に向けて以下4点に着目した検討を行った。

- 世界遺産登録という共通目的をドライブ要因としたまちづくりの促進
- 世界遺産登録による来訪者の増加に向けたインフラ整備
- 地域循環につながるソフト・ハードの構築とその財源確保
- 広域的な連携による対応で全体の底上げを図るとともに、効果的な取り組みの実施

また、上記を検討する際には、今後作成しなければならない世界遺産のオペレーショナルガイドラインを想定しながら行った。

2) 手法

本調査を含む、広域ブロック調査全体の体制を、以下に示した。本調査の委託機関である鹿児島県に有識者からなる検討委員会（まちづくり・景観形成分科会）を設置した。

また、他の3つの調査で設置された分科会（民間活力導入分科会、経済効果分科会、多様な主体の連携分科会）との相互の連携を図るため連携アドバイザー連絡会を置いた。

本調査では、「(1)九州・山口のまちづくり・景観形成の現状把握」を行い、並行して国内外事例調査により「(2)国内外の参考事例の収集整理」とともに、整備方策の財源についても合わせて検討した。次いで「(3)モデル地域における具体策の検討」を行い、これらの結果を踏まえ、九州・山口全体のまちづくりにおける「(4)広域的な取り組み方策の検討」を行った。

これらの検討結果を最後に報告書としてとりまとめた。

2.九州・山口のまちづくり景観形成の現状

1)景観誘導

景観計画が策定されている地域もあるが、まだ半数程度に留まる。これらの地域では、屋外広告物条例に関しても県条例を適用している例がほとんどである。また、景観計画が策定された地域でも、市域全域の比較的緩い誘導等の例もある。世界遺産登録を見据えた場合、構成資産周辺地区に応じた景観誘導策が求められる。

2)まちづくり(産業遺産の保全活用状況)

近年社会経済情勢の変化により、自治体行政の財政状況も悪化しており、行政単独での地域振興には限界も感じられる。

こうした状況を踏まえ、本世界遺産候補の構成資産を活用した教育観光振興など、地域の活性化が求められており、地域住民の誇りの向上等を通じ、官民連携による取り組みが期待される。

企業・行政の取り組み状況

本世界遺産候補の構成資産と関連する企業(所有者など)の協力が不可欠である。創業を継続している地域、資産の管理を行っている地域、既に行政が所有している地域など、その状況は様々である。

稼動資産を文化財登録することによる企業活動への影響への対応のほか、各企業の取り組み、及びそれを支援する、行政・住民との連携による一体的な整備、維持管理、普及啓発等が必要である。

地域住民の取り組み状況

住民NPO等が地域文化の伝承等に積極的に取り組んでいる地域も存在する。また、九州伝承遺産ネットワークなど、広域的な取り組みも見られる。

一方、こうした取り組みが脆弱な地域も存在するとともに、取り組みが存在する地域においても、一部の方々の参加に留まる例、遺産の積極的な管理・活用に対する取り組みにはまだ至らない例などが存在し、取り組みの拡大に向けては、その財源、住民意識の普及啓発等に対して、一層の取り組みが必要と考えられる。

また、その拠点整備やツールの開発普及等も求められると考えられる。

3. 他地域での参考となる取り組み

国内外の事例から、人材育成、景観の誘導、転用による活性化等の以下の知見が得られた。

図表 主な参考事例からの知見

	事例	特徴	手法	九州・山口への知見
海外 産業 遺産	アイアンブリッジ	経済活性化のための観光文化のまちづくりを推進	大学と連携した人材育成 複数の博物館や史跡をめぐるパスポートシステム 開発に信託の仕組みを導入	人材育成システムと周遊システム 財源確保策としての信託制度の活用
	ローエル	観光のみでなく、ハイテク産業、大学などの地域経済基盤の多角化を推進	ダウンタウンを含めて地域全体を国立公園に指定 展示・体験による活きた教育プログラムの提供	活きた教育プログラムの参考
	ブレナボン	炭坑跡、製鉄所跡をそのまま残して博物館に利用	体験型博物館、運送用鉄道を観光のために復活 信託制度の導入による開発、管理運営	活きた教育プログラムの参考 財源確保策としての信託制度の活用
国内 世界 遺産 (候補)	石見	独自のブランド形成により観光客が急増	協働会議を組織化し、行動計画を官民連携して策定 景観計画を策定	官民連携した活動と景観計画による誘導
	平泉	歴史景観、農村景観、自然景観などの文化的景観を住民と行政が一体となって取り組み	住民参加による景観整備、住民連携による滞在型観光への転換 景観計画の策定	官民連携した活動と景観計画による誘導
	富岡	産業遺産等を核とした景観誘導	産業遺産周辺の景観誘導の強化	産業遺産周辺の景観誘導の強化
国内 産業 遺産 の 活 用	函館	産業遺産を活用した地域の賑わい形成	民間所有の倉庫を民間事業者が商業施設に転用	産業遺産の転用による地域活性化
	横浜	産業遺産を活用した地域の賑わい形成	産業遺産等を市が取得して商業施設として活用、民間事業者による管理運営も実施	産業遺産の転用による地域活性化
制度	金山町	地場産業を活かした街並み形成	市独自の助成制度により、金山型住宅の普及を促進	地域の自然素材を活かした景観形成とその助成制度創設

4. モデル地域における具体策の検討

本事業の目的は、「産業遺産を活かした広域連携による地域活性化」に加え、世界遺産登録推進に関する示唆を得る」ことである。

九州・山口の近代化産業遺産は多くの資源が広域に広がるため、地域毎の資源や課題等の特性に応じて、地域を選定し、個々に特に必要な検討を行い、その結果を各地域で共有し、参考事例として取り組んでいくことが有効と考えられる。

このことを踏まえ、九州・山口の関係地域の課題の諸要素を代表的に有する地域であって、その地域をモデル的に検討することで九州・山口全体の地域活性化につながると考えられる地域、また、調査結果の世界遺産登録への活用を図るため、構成資産候補を有する地域のうち、次の3地域を選定した。

<対象地域と着目点>

鹿児島エリア（鹿児島県・鹿児島市）

歴史的資源の発掘、周辺地域の景観形成、交流機能の整備・運営

八幡エリア（福岡県・北九州市）

稼動資産の保存・管理とその公開、市街化した地域での景観形成、住民活動との連携策

萩エリア（山口県・萩市）

景観計画、歴史的風致維持向上計画、NPOの取り組みとその実現要因

鹿児島地域

鹿児島地域におけるモデル検討の結果から、地域の課題と対応の方向性として以下が抽出された。

<地域の課題>

1. 景観誘導

周辺の市街化調整区域、異人館周辺の既存建物等の景観誘導、新規遺産の発掘、コア・バッファーズの区域設定、観光ルート及び沿道の景観整備・誘導

2. 交通インフラ・拠点整備

渋滞・交通量増加（観光客等）への対応、異人館～集成館の歩行空間の確保、遺産の発掘に伴う駐車場の移転及び容量の拡大、市街地と磯地区を結ぶ交通動線の強化

3. 構成資産の価値の向上

無形遺産の保全活用

<対応の方向性>



広域的な対応

1. 景観誘導

ルート上の景観形成 他

2. 交通インフラ・拠点整備

渋滞・交通量増加（観光客等）対策（道路等） 遺産間の連携のためのバス等の交通動線

強化、観光ルート上等の防災対策 他

遺産周辺での対応

1. 景観誘導

詳細な景観誘導、景観整備（阻害物件の排除等） 他

2. 交通インフラ・拠点整備

渋滞対策としての駐車場の確保、遺産間の連携のための歩行空間の確保、交流機能強化のための整備 他

+ 共通（長期・短期）

住民、企業合意、遺産の質の確保の仕組み

これらを踏まえ、守るべき価値として、産業遺産等と一体となった地域の地形要件に配慮し、地域の素材の活用による面的な景観整備等を考慮した遺産周辺における景観の詳細な誘導策の導入を行うとともに、観光客の増加や防災、景観等を考慮した交通基盤の整備、遺産の理解促進のための交流機能の確保を民間事業者との相互メリットの発揮や住民との合意形成の進め方の共有の下で行うことについて、広域的な展開の際に考慮することが有効と考えられる。

八幡地域

八幡地域におけるモデル的な検討の結果から、地域の課題と対応の方向性として以下が抽出された。

< 地域の課題 >

1. 景観誘導

文化財保護制度の適用と稼働資産、周辺の大規模施設・高速道路等の景観、コア・バッファゾーンの区域設定、臨海工業地帯としての意義

2. 交通基盤

駅～構成資産の歩行空間の確保

3. 魅力向上策

点在する資産・周辺地区との連携、産業遺産とエコの共存（新旧共存）、鉄の製造過程を見せる

< 対応の方向性 >

1. 景観誘導

遺産周辺の景観誘導の強化

2. 交通基盤の確保

駐車場の確保、歩行空間整備、開放時間、周辺施設との役割分担 他

3. 魅力向上

遺産間の連携（鉄道、海運、河川の活用）、鉄の製造過程・往時のルートをたどる、道路案内版・遺産案内板のデザイン内容（九州・山口の年表と地図等）統一など、財源確保

等への連携した取り組み推進（交付金の獲得、オーバーアーチング組織での取り組み）、共同プロモーション 他

+ 共通（長期・短期）

住民、企業合意、遺産の質の確保

これらを踏まえ、広域展開の際には、都市化した地域における景観形成への対応方策、民間の稼働資産としての価値に配慮した遺産の保全方策（文化財保護制度の適用）、官民の役割分担による魅力向上策の検討・整備、遺産周辺の施設と連携した相乗効果の発揮、住民活動の立ち上げ方策について、留意して進めることが有効と考えられる。

萩地域

萩地域の取り組みから、以下のような先行的な取り組みの手法を参照することが考えられる。

< 住民主体の活動～景観形成の取り組みからの地域づくりへの発展等～ >

NPO 萩まちじゅう博物館は、萩博物館の管理・運営、旧久保田家の維持管理を市から受託するとともに、博物館内のショップやレストランの経営、文化財施設を活用したイベントの開催、英文パンフレットの発行、ホームページ作成・運営、未指定文化財を全国の市民からの信託金で守る『ワンコイントラスト運動』、城下町の風情を感じさせる『筋名』の復活などに取り組んでいる。

「浜崎しっちょる会」はワークショップの取り組みから発展して結成され、約 80 名がまちおこしに取り組んでいる。ボランティアガイドも 10 名おり、公開施設 3 軒の維持管理、案内、公園清掃等を行っている。このほか、「堀内伝建地区保存委員会」では美化や問題箇所所有者への通知、「平安古伝建地区保存会」では公開施設 2 軒の維持管理、案内、清掃を行っている。「維新の里づくり協議会」では、地区紹介誌『松陰先生のふるさと』の出版 2000 部を 2 回達成している。

「NPO 萩観光ガイド協会」は、9 か所の公開している文化財施設の維持・管理や市内観光施設のガイドを行っている。

市としても、表彰制度の導入やシンポジウムの開催、おたからネットワーク事業（住民が萩の歴史を発掘して冊子にまとめる）、観光セミナー（毎年 2 月にボランティアガイドの養成）、ものしり検定等により、市民の意識啓発を行っている。

広域的な展開に向けて、景観の誘導の導入に際するワークショップを活用した合意形成（特に市民の誇り、地域の価値の再認識による魅力向上への継続的な取り組み）、信託制度の適用による遺産の保護・普及啓発、市民によるガイド等、に配慮することが有効と考えられる。

5. 広域的な取り組み方策

1) 景観の誘導による産業遺産の価値の担保

遺産及び地域の価値と今後の対応の方向性の明確化

- ・ 地域の歴史、自然、地形、これまでの人々の営み、産業の形成過程等は地域ごとに多様である。各地域において、これらを考慮し、世界遺産登録のストーリーも考慮しつつ、地域にとって何を守るべきか、何を核にした取り組みを進め、今後、どのような魅力向上策をとるべきかを明らかにし、地域の関係者で十分に共有した上で取り組んでいくことが必要である。
- ・ その際、特に都市化が進展している地域では、保全のみならず、新たな街並みとの対比等を有効に活用し、地域の魅力向上を図っていくことも期待される。
- ・ 一方、本件は世界遺産の中でもシリアルノミネーションであることに留意し、関係自治体の景観計画の策定を推進するなど、こうした方針、進め方を各地域で共有して取り組むことが必要である。したがって、そのための情報共有、意識あわせ、意見交換とその場の確立が必要となる。また、こうした取り組みを通じて、互いに切磋琢磨していくことが期待される。

誘導の仕組みの導入とその際の他の地域での取り組みの共有

- ・ 遺産及び地域の価値を守り、魅力を向上させていくためには、誘導制度の導入が第一段階として必須と考えられる。景観計画の策定、特に遺産周辺においては、重点的な誘導を措置することが期待される。
- ・ 未だ制度的な担保を持たない地域においては、各地域の景観形成の取り組みに関する「景観類型チェックリスト(案)」を作成し、景観施策を検討する地域が、自らチェックすることで参考にする地域やポイントを参照することが考えられる。
- ・ その際、文化財保護施策、今後のまちづくりの施策についても参考に入れることが考えられる。更に、遺産が分散している場合、それぞれの地域で参考にする場所を選定する方法と分散の場合の施策全体を参考にする方法が考えられる。
- ・ また、民間が遺産を保有するとともに、現在も民間の事業のために稼働している資産が存在する。産業遺産は稼働していることに高い価値が認められるものであり、過度な景観誘導等により、稼働に制約を与え、稼働の継続を困難にすることは避ける必要がある。遺産の保全と稼働を両立する制度についての検討も求められる。

2) まちづくりによる地域の魅力向上

交通基盤等のインフラ整備・景観形成

- ・ 世界遺産登録により、来訪者が増加し、交通渋滞が発生するなどのオーバーユースの問題も生じうるため、道路をはじめとした交通量増加対策が必要となる。
- ・ そのためには、公共交通機関の容量拡大、新設等についても交通の発生集中や来訪者の

ルート等を想定しながら、適切に実施していくことが必要である。ルートについては、遺産周辺のみならず、地域に散在する産業遺産を結ぶ交通ネットワークや観光ルートの設定さらにはそのPRも地域の魅力向上のためには有効である。その際、産業遺産の歴史を辿るルートや地域の観光資源とあわせたルートの設定等も考えられる。その際には既存の資源の活用（旧石炭の運搬手段等）や景観の改善措置への配慮も期待される。

- ・ 地域の素材を活用した個性ある景観形成を誘導することも地域の魅力向上に寄与するものと考えられる。

遺産の価値を伝達する機能整備

- ・ 人々を集めるだけでなく、産業遺産の価値を正しく理解してもらうことが必要であり、遺産の価値を伝えるとともに、観光交流の核となる機能の整備も有効と考えられる。

財源の確保

- ・ こうした施設整備等を実現する上では、景観あるいは歴史まちづくり法による支援制度の活用等が考えられる。また、地域の観光収入をこれらの財源に充当可能な広域的な財源確保の仕組みも広域的な連携においては有効と考えられる。これらの財源を信託制度等の適用により公正に管理運営し、遺産の保護、普及啓発を推進することも考えられる。
- ・ また、資産を民間事業者が保有する例も散見されることから、民間事業者との役割分担の確立、民間負担に対する行政の支援も検討していくことが必要である。

3) 取り組みの実現に向けた住民等との連携

- ・ 各地域でのまちづくり・景観形成は、行政、住民、企業等多様な主体によって担われている。そのため、地域の関係者で地域の価値を発掘、再認識し、共有することが不可欠であり、ワークショップの開催は有効な方策と考えられる。これにより、価値の再認識から、合意形成、その後のまちづくりへの発展とその体制づくりが期待される。
- ・ その際、各地域での協議の場の設置、官民連携の組織化、取り組み方針の策定等の検討が必要である。これらの円滑な推進には、事業化による効果の可視化と参加の促進が有効と考えられる。
- ・ さらには、活性化への官民連携した取り組みの実施と相乗効果の発揮が期待される。その一例として、市民によるガイド等の産業遺産を活用した住民活動の促進も考えられる。
- ・ これらの取り組みを促進するには、広域的な自治体間等での住民等との合意形成の進め方を共有することが期待される。

4) 広域的な取り組みによる効果の発揮

広域的取り組みによって効果が期待される事項として、以下の事項が考えられる。広域的な取り組みを進めることで、各地の取り組みを支援することが期待される。

- ・ 各地域の取り組みに関する情報共有の体制・仕組み（景観計画策定その他における連携）
- ・ 各地域にまたがる事業に対応する共通財源の確保とそのプールの仕組み
- ・ 「九州・山口の近代化産業遺産群」の一体感醸成及び観光客の相互誘導のため、道路の誘導サイン及び遺産内の案内板（九州・山口全体の概略年表及び九州・山口の地図付き）の産業遺産にあったデザインの統一
- ・ 世界遺産としての質を確保するためのノウハウや人材の共有

【本編】

1. 調査の内容

1-1 調査の背景・目的

(1) 背景

- ・ 現在、新たな時代の九州圏の発展に向けて、圏域がより一体となった広域的な地域活性化を図ることが期待されている。
- ・ そうした中、九州圏には多様な産業遺産が残されており、特に平成21年1月5日付けで「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコの世界遺産暫定一覧表に追加記載されたところである。
- ・ これらの遺産は、国際的に価値の高い地域資源であるとともに、九州・山口全体でストーリーをなすことから、県境を越えて広域的に地域活性化を図るための貴重な資源となりうる。
- ・ また、そのポテンシャルを発揮するためには以下の4点の観点からの検討が必要である（本調査では、 を実施）。
 - 民間事業への産業遺産の積極的な活用による事業機会拡大・雇用創出に関するヨーロッパの成功例の九州圏への先進的導入
 - 企業等による産業遺産を活用した事業展開の経済効果や、産業遺産を活かしたまちづくりの効果を分析し、各主体に提示することにより、取り組みを促進する。（ ・ を踏まえ、経済効果を算出）
 - 行政・企業・NPO等の連携の取れた取組により相乗効果を発揮するための各主体間の調整や広域的な調整を行う組織づくり及び連携方策の検討。（ ・ の施策等を含む全体的な推進体制づくりに係る調査）
 - 産業遺産を活かしたまちづくりや景観形成のための各種地域計画の基礎となる広域ビジョンの策定による九州圏全体での効果の発揮

図表 1 - 1.1 広域ブロック調査の全体像

全体の調査名称	平成21年度広域ブロック自立施策等推進調査 産業遺産を活用した広域連携及び多様な主体の連携による地域活性化方策に関する調査
---------	--

新たな時代のより一体的な九州圏の形成に向けた官民一体の先進的取組

各調査の名称	産業遺産を活かした地域活性化への民間活力導入に関する調査	官民の事業展開による経済効果に関する調査	地域間連携や多様な主体の連携のための仕組みづくりに関する調査	産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成施策の展開に関する調査
担当	経済産業省九州経済産業局	福岡県	鹿児島県	鹿児島県
設置した分科会名	民間活力導入分科会	経済効果分科会	多様な主体の連携分科会	まちづくり・景観形成分科会

注：各調査の名称は、広域ブロック自立施策等推進調査で設定した名称であり、担当機関が調査実施機関に委託した際の事業名とは一致しない場合がある。

(2) 調査の目的

- ・ 「九州・山口の近代化産業遺産群」が今年 1 月にユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されたのを契機に、近代化産業遺産を活かした地域活性化を図るため、本調査では以下を目的とする。
 - 「九州・山口の近代産業遺産群」の各産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成が促進されるための方策等の提案
- ・ 具体的には、地域活性化に向けて以下 4 点に着目した検討を行う。
 - 世界遺産登録という共通目的をドライブ要因としたまちづくりの促進
 - 世界遺産登録による来訪者の増加に向けたインフラ整備
 - 地域循環につながるソフト・ハードの構築とその財源確保
 - 広域的な連携による対応で全体の底上げを図るとともに、効果的な取り組みの実施

また上記を検討する際には、今後作成しなければならない世界遺産のオペレーショナルガイドラインを想定しながら行う。

なお、調査成果は九州のみならず日本全国へ先進事例として紹介することを考慮する。

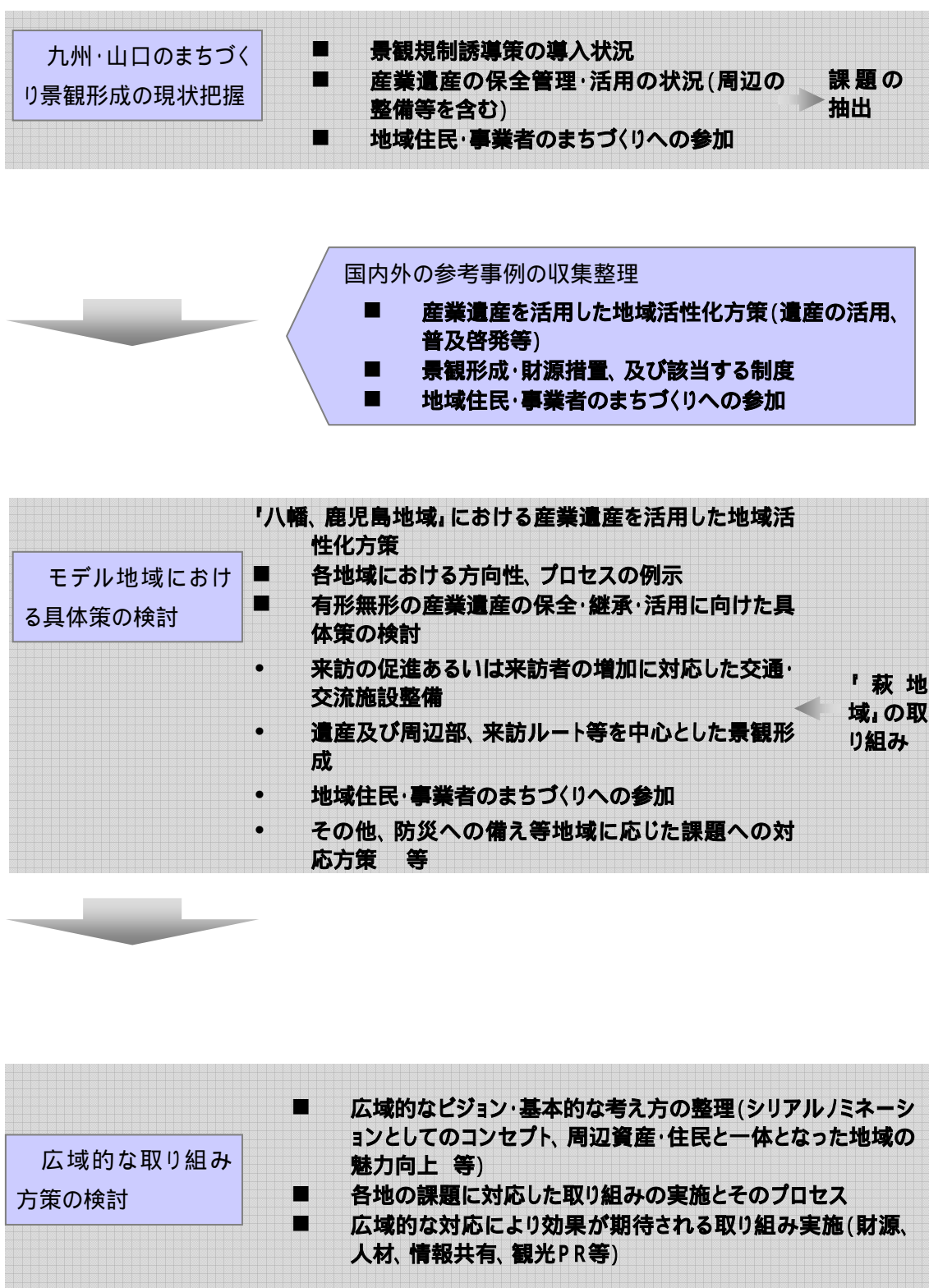
1 - 2 調査方法

(1) 調査の流れ

本調査では、まずヒアリング等により「(1)九州・山口のまちづくり・景観形成の現状把握」を行う。並行して国内外事例調査により「(2)国内外の参考事例の収集整理」とともに、整備方策の財源についても合わせて検討する。次に「(3)モデル地域における具体策の検討」を行う。これらの結果を踏まえ、九州・山口全体のまちづくりにおける「(4)広域的な取り組み方策の検討」を行う。

これらの検討結果を最後に報告書としてとりまとめる。

図表 1 - 2.1 調査フロー



(2) 調査体制

本調査の委託機関である鹿児島県に有識者からなる検討委員会（まちづくり・景観形成分科会）を設置した。

また、他の3つの調査で設置された分科会（民間活力導入分科会、経済効果分科会、多様な主体の連携分科会）との相互の連携を図るため連携アドバイザー連絡会を置いた。

分科会委員構成

下記委員により議論を行った。

図表 1 - 2.2 分科会委員構成

分科会長	西山 徳明	九州大学大学院芸術工学研究院 教授
委員	国吉 直行	横浜市立大学 特任教授 横浜市都市整備局 上席調査役功セクティブアドバイザー
	木方 十根	鹿児島大学大学院理工学研究科 准教授
	弘 健助	萩市歴史まちづくり部次長
	陶山 正徳	福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室長
	山口 光之	佐賀県統括本部政策監
	嶋田 孝弘	長崎県知事公室世界遺産登録推進室長
	米岡 正治	熊本県教育庁文化課長
	田中 和彦	鹿児島県企画部次長
	守田 正史	山口県教育庁社会教育・文化財課長
	牟田 英昭	北九州市企画文化局政策部政策調整課長
	古瀬 芳一	大牟田市都市整備部都市計画・公園課長
	嶋田 光一	飯塚市生涯学習部文化財保護課長
	安蕪 龍生	田川市石炭・歴史博物館長
	松村 健	佐賀市歴史まちづくり課長
	田島 龍太	唐津市教育副部長
	島崎 昭秀	長崎市企画財政部世界遺産推進室長
	江上 芳一	荒尾市土木課長
	岩永 理恵	宇城市教育委員会文化課長
	堂園 建郎	鹿児島市建設局都市計画部都市景観課長
	大崎 信一	下関市世界遺産登録準備室長
弘 健助	萩市歴史まちづくり部次長（再掲：委員兼務）	
アドバイザー	清水 憲一	九州国際大学経済学部 教授
	加藤 康子	「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会 コーディネーター
	地下 調	国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課長
	平塚 勇司	国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課長
	森山 博文	国土交通省九州地方整備局建政部 都市・住宅整備課課長補佐
	成清 四男美	経済産業省九州経済産業局総務企画部企画課長

検討委員会の開催実績と検討事項

本検討委員会の開催実績と主な検討内容を、図表 1-2.3 に示した。合計 3 回開催され、すべて福岡県福岡市博多区のアスクビルにて行われた。

図表 1 - 2.3 検討委員会の開催実績と検討事項

回	日時	場所	主な検討内容
1	平成 21 年 12 月 15 日 13:15 ~	福岡県福岡市 博多区 アスクビル	・調査計画(調査項目・調査手法・スケジュール等) ・調査の論点
2	平成 22 年 2 月 26 日 13:00 ~	福岡県福岡市 博多区 アスクビル	・取りまとめイメージ ・九州・山口地域のまちづくり・景観形成上の課題と参考事例 ・モデル地域の検討
3	平成 22 年 3 月 24 日 10:00 ~	福岡県福岡市 博多区 アスクビル	・報告書(案)について検討

(3) 調査項目

九州・山口のまちづくり・景観形成の現状把握

九州・山口関係各市のまちづくり・景観形成の取組状況について整理し、現状・課題を取りまとめる。その際、景観コンセプト、ガイドライン、景観や建築に関する各種誘導策の設定状況、景観法や歴史まちづくり法への取組意向等に留意する。

産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成の先進事例調査

「九州・山口の近代化産業遺産群」の各産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成が行われるための方策等に資するべく、産業遺産を活かしたまちづくり・景観形成の先進事例を調査する。調査対象としては、海外事例及び国内事例を想定する。

なお、関連する法律(歴史まちづくり法や景観法)及び日本国内で実際の整備を行う際に活用可能な事業メニュー(街なみ環境整備事業、歴史的環境形成総合支援事業 など)の概要についてもまとめる。

先進事例からは、「地域一体となった雰囲気作りのノウハウ等」「まちづくり・景観形成の財源策」を主に抽出する。

調査した先進事例の具体例を以下に示す。

- 海外事例
 - ✓ アイアンブリッジ溪谷(イギリス)などヨーロッパの先進事例
- 国内事例
 - ✓ 歴史まちづくり法を活用し、まちづくりに取り組んでいる地域(山口県萩市など)

さらに、産業遺産のコンセプトに基づいてまちなみを整備するための費用の原資を捻出する方法について適用可能性のある制度の整理も行う。

モデル地域に関する整備方策の検討

本事業において想定したモデル地域は以下の通り。

- 萩エリア（山口県・萩市）
- 八幡エリア（福岡県・北九州市）
- 鹿児島エリア（鹿児島県・鹿児島市：集成館周辺から歴史ロードを想定）

資産の保護措置の実施やまちなみを産業遺産のコンセプトに基づき整備するため、上記のモデル地域に対して、まちづくり・景観形成の基礎となるビジョン及びコンセプトを検討するとともに、今後の具体的な整備方策についても検討を行う。コンセプトは景観法、都市計画法等に基づく景観形成の施設等整備の基礎となるものであり、具体的には以下を想定し、歴史まちづくり法や景観法を踏まえた事業メニューの導入方法、そのための原資確保の方法等を含んだ、具体的な整備計画を検討する。

- 生産施設・港湾・鉄道の一体的景観整備
- 遺産周辺建造物の意匠・色彩・高度・広告物誘導
- 無電柱化 等

なお、近代化遺産を活用した地域活性化のため、遺産周辺の景観整備、観光客の来訪者ルートの整備や交流拠点の整備等が想定される。一方、世界遺産登録に向けて必要となる遺産周辺の景観誘導等によるバッファゾーンの確保や地域の魅力向上のため、各地域の現状を踏まえた景観形成方策を検討することが必要となる。

そこで、以下のような論点を設定し、検討を行った。

論点1：想定される施設等をどのような手法で整備するか

- ・案内、教育等の施設整備
- ・道路の無電柱化国の補助事業の活用
- ・遺産の保全活用
- ・ソフト事業（イベント、普及活動等） ほか



想定される対策（例）

- ・国の支援制度の活用
 - まちづくり交付金
 - 歴史まちづくり法による支援制度 等
- ・民間活力の導入（並行調査）
- ・地域住民等の多様な主体の参加（並行調査） ほか

論点2：景観の誘導

- ・遺産周辺の眺望の確保
- ・遺産周辺の景観を阻害する広告物等の排除
- ・緑化、空地の確保 ほか



想定される対策（例）

- ・景観法に基づくメニューの活用（規制、組織）
- ・都市計画に基づく高さ、形態等の規制・誘導
- ・文化財保存法に基づく指定 ほか

広域的な取り組み方策の検討

（1）で調査した先進事例、（2）で調査した九州・山口の関係各市の現状、加えて主な関係者からの意見収集、ディスカッションを行うことにより、九州・山口全体で整合を図るためのまちづくりの広域ビジョン等を検討した。

本件の調査対象は全体で統一的なストーリーをもった世界遺産のシリアルノミネーションである。このストーリーの下で、各地域一体となった取り組みを進めることで個々の取り組みで生まれる効果を超えた相乗効果の発揮が可能と考えられる。上記の実現には、まちづくり・景観形成においても、広域的なビジョン・デザインコンセプトを共有し、これを具体的な取り組みに落とし込むことが必要となるため、以下の論点を設定して検討した。

論点1：街並み・施設整備のための広域ビジョンに求められる事項

- ・近代化遺産を生かしたまちづくりに必要な施設等は何か（例：ルート沿道の景観形成、休憩・視点場としての公園、来訪者の案内施設、遺産の価値を教育する施設等）
- ・各地域を一体として考えたときに配慮すべき事項は何か（例：ルート、施設の配置等）

論点2：遺産周辺の景観形成の基礎となる広域デザインコンセプトに求められる事項

- ・遺産全体のストーリーを具現化するデザインの考え方として何が考えられるか（例：ランドマークを際立たせる）
- ・上記に即した周辺景観の誘導には何が必要か（例：建築物・工作物（広告物等）の形態意匠、色彩）

論点3：上記を広域的に実現するためのツール

- ・各箇所へのビジターセンターの整備と統合管理
- ・共通のロゴ・案内サインのデザイン
- ・パスポートシステム

景観形成のための誘導策の導入・充実化、景観あるいは施設整備のための資金負担等においては、関係者の合意形成が必須となる。

この関係者には、施設保有者や行政、地域住民等、多岐に渡り、利害関係も多様である。こうした関係者の合意形成を進めるにあたって、整備を進めることで互いにメリットを享受できる win-win の関係を構築していくために留意すべき事項を共有することが有効と考えられる。

<留意事項の例>

- ・先進事例の成功のポイントの共有
- ・関係者が共通利益を生む方法
- ・地域のニーズへの対応
- ・取り組みの雰囲気づくり ほか

2. 九州・山口のまちづくり景観形成の現状

2-1 景観施策

(1) 景観誘導

景観計画が策定されている地域もあるが、まだ半数程度に留まる。これらの地域では、屋外広告物条例に関しても県条例を適用している例がほとんどである。また、景観計画が策定された地域でも、市域全域の比較的緩い誘導策等の例もある。世界遺産登録を見据えた場合、構成資産周辺地区に応じた景観誘導が求められる。

図表 2 - 1.1 九州・山口の関係自治体における景観施策の状況

県	市町村	景観行政団体	景観計画	条例等	屋外広告物条例制定時期
福岡県	福岡県	都道府県	H21.3.30	(矢部川流域景観計画)、福岡県美しいまちづくり条例	S24(H14.3)全面改正
	北九州市	政令市	H20.7.8	北九州市景観計画・条例、関門景観条例	S38.4
	大牟田市	-	-	-	(県条例)
	田川市	-	-	-	(県条例)
	中間市	-	-	-	(県条例)
	直方市	-	-	-	(県条例)
	飯塚市	-	-	飯塚市都市景観条例	(県条例)
佐賀県	佐賀県	都道府県	-	佐賀県美しい景観づくり条例	S39.10
	佐賀市		H19.3.5	佐賀市景観計画・条例	H19.7
	唐津市		H20.1.31	唐津市景観計画・条例	(県条例)
長崎県	長崎県	都道府県	-	長崎県美しいまちづくり推進条例	S36(S39.7)全面改正
	長崎市	中核市	-	長崎市都市景観条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	H8.12
熊本県	熊本県	都道府県	H20.1.18	熊本県景観計画・条例	S39.7
	荒尾市	-	-	-	(県条例)
	宇城市	-	-	-	(県条例)
鹿児島県	鹿児島県	都道府県	-	鹿児島県景観条例	S39.10
	鹿児島市	中核市	H19.12.25	鹿児島市景観計画・条例	H8.2
山口県	山口県	都道府県	-	山口県景観条例	S41.10
	下関市	中核市	-	下関市都市景観条例、関門景観条例	H17.9
	萩市		H19.10.26	萩市景観計画・条例、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例、萩市歴史的風致維持向上計画	H20.3
岩手県	岩手県	都道府県	-	岩手の景観の保全と創造に関する条例	S46.12
	釜石市	-	-	-	(県条例)

2 - 2 まちづくり（産業遺産の保全活用状況）

近年社会経済情勢の変化により、自治体行政の財政状況も悪化しており、行政単独での地域振興には限界も感じられる。

こうした状況を踏まえ、本世界遺産候補の構成資産を活用した教育観光振興など、地域の活性化が求められており、地域住民の誇りの向上等を通じ、官民連携による取り組みが期待される。

(1) 企業・行政の取り組み状況

鹿児島地域では、島津興業が旧集成館、旧集成館機械工場、鹿児島市が旧鹿児島紡績所技師館（異人館）を管理・運営している。現在、旧鹿児島紡績所技師館（異人館）は鹿児島市が改修中である。

八幡地域では、新日鐵が保有する産業遺産が八幡製鐵所内に存在。現在、旧鍛冶工場は、創業時の資料等を補完する資料室、旧修繕工場は、整備場として使用されている。なお、旧本事務所は老朽化のため、閉鎖中である。また、東田第一高炉は北九州市が保有し、公園として整備・公開を行っている。

長崎では三菱重工業による造船所跡の公開、資料展示等がなされており、三池では宮原坑跡、田坑が重要文化財及び史跡に登録されているが、資産の解体・撤去も進行している。また、明治三大築港である三角西港が存在し、当時の姿を残している。

本世界遺産候補の構成資産と関連する企業（所有者など）の協力が不可欠である。創業を継続している地域、資産の管理を行っている地域、既に行政が所有している地域など、その状況は様々である。

稼動資産を文化財登録することによる企業活動への影響への対応のほか、各企業の取り組み、及びそれを支援する、行政・住民との連携による一体的な整備、維持管理、普及啓発等が必要である。

(2) 地域住民の取り組み状況

住民 NPO 等が地域文化の伝承等に積極的に取り組んでいる地域も存在する。また、九州伝承遺産ネットワークなど、広域的な取り組みも見られる。

一方、こうした取り組みが脆弱な地域も存在するとともに、取り組みが存在する地域においても、一部の方々の参加に留まる例、遺産の積極的な管理・活用に対する取り組みにはまだ至らない例などが存在し、取り組みの拡大に向けては、その財源、住民意識の普及啓発等に対して、一層の取り組みが必要と考えられる。

また、その拠点整備やツールの開発普及等も求められると考えられる。

図表 2 - 2.1 取り組み状況

エリア	市町村	遺産	取り組み状況
八幡	福岡県北九州市	日本事務所、旧鍛冶工場、修繕工場	隣接して東田第一高炉跡の公開、産業技術保全継承センター等の産業遺産に関する展示等。
	福岡県中間市	遠賀川水源地ポンプ室	現在稼働中。
筑豊	福岡県田川市	(石炭・歴史博物館等)	炭坑節、炭鉱住宅、山本作兵衛の絵などの炭鉱文化が残り、地域づくりへの活用が期待される。
	福岡県直方市	(石炭記念館等)	商店街で伝統的建造物群保存地区指定に向けた取り組み中。
	福岡県飯塚市	(嘉穂劇場、伊藤伝右衛門邸、目尾炭鉱等)	ボランティアガイドによる案内、
唐津	佐賀県佐賀市	三重津海軍所跡	発掘調査を実施。
	佐賀県唐津市	(旧高取家住宅)	ボランティアガイドによる案内
長崎	長崎県長崎市	長崎造船所関連施設、占勝閣、小菅修船場跡、高島炭鉱跡、端島炭坑、旧グラバー住宅	既に著名な観光地。さるく博はじめ、まちづくりへの取り組みも進展。修船場跡についても、所有する民間事業者による公開、史料展示等を実施。
三池	福岡県大牟田市	宮原坑施設、三池炭鉱鉄道敷、三池港	NPO による産業遺産 MAP の作成、見学を実施。
	熊本県荒尾市	万田坑施設	NPO と県で連携したツアー、シンポジウム等を実施。
	熊本県宇城市	三角西港施設	日本三大築港間の交流、史跡ウォッチング等を実施。文化財としての保全の取り組み。
鹿児島	鹿児島県鹿児島市	旧集成館、旧集成館機械工場、旧鹿児島紡績所技師館	旧集成館は遺構を庭園と共に公開中、復元に向けた取り組みを検討。機械工場は所有者が博物館として整備、資料を展示・公開、旧鹿児島紡績所技師館は市が改修中。
下関	山口県下関市	前田砲台跡、六連島灯台	関門海峡の景観形成の取り組み
萩	山口県萩市	萩城下町、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡	左記資産のエリアで歴史的風致維持向上計画を策定。NPO による取り組み

3. 他地域での参考となる取り組み

3-1 各地の取り組み状況

本地域は世界遺産、特に産業遺産のシリアルノミネーションを目指しており、国内ではこれまでにない形態での取り組みとなる。海外での産業遺産としての世界遺産登録の事例、シリアルノミネーションの事例等において、どのような手法を適用して世界遺産の登録及び遺産を活用した地域活性化を図っているのかを知ることが本地域に対する大きな知見となりうる。

また、国内においても、単独の遺産として登録された地域及び登録に向けた取り組みを行っている地域などにおいて、景観の誘導や教育観光振興等の取り組みにおいて参考となる事例も存在する。

3-2 事例紹介

(1) 海外の産業遺産

アイアンブリッジ（イギリス）の例

イギリス環境省（当時）の経済再活性化のための文化戦略による観光文化のまちづくりを推進している。

元来、渓谷にあった5つの史跡等の複数の産業遺産の集合体としての博物館とするため、6平方マイルの渓谷の両側に6つの博物館を整備し、全ての博物館や史跡を回るパスポートシステムを提供している。

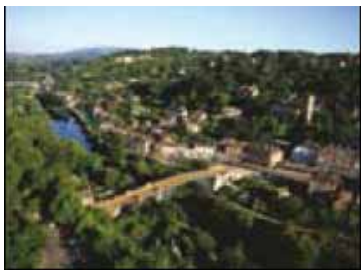
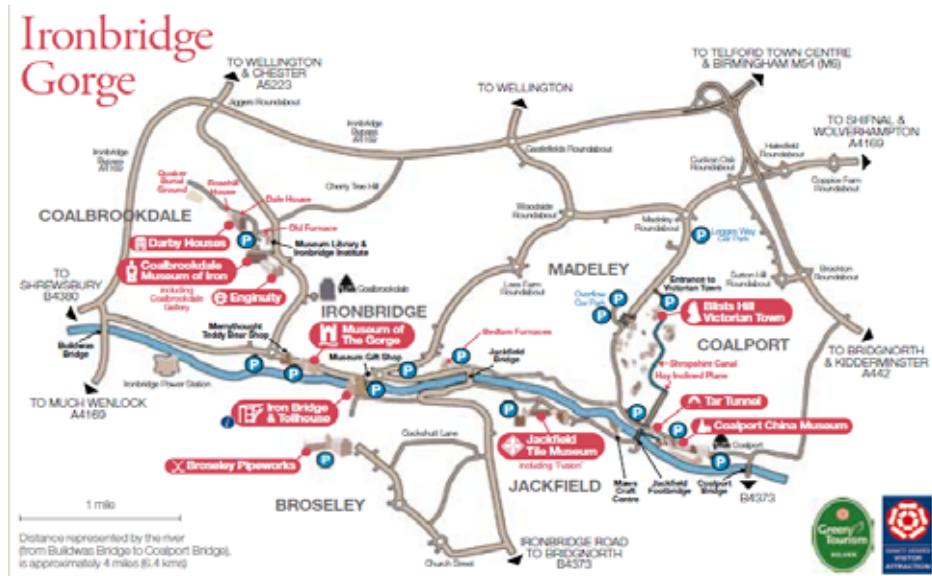
整備財源は入場者からの収益を基本とし、これを活用した産業・商業の発展のため、渓谷博物館開発信託を導入している。

アイアンブリッジ渓谷博物館を整備するとともに、信託財団が産業遺産を社会教育施設として位置づけ、バーミンガム大学と組んで人材育成も実施している。

<遺産マネジメントプログラムの内容例>

保全、 ビジネスと財源、 マーケティング、 解釈・説明

図表 3 - 2.1 配置図及び関連写真



全体風景



アイアンブリッジ



当時の街並み (野外博物館) 博物館での教育 (Ironbridge Gorge museum)



大学との連携

(Ironbridge Institute Coalbrookdale Campus)

出典：加藤康子「産業遺産」、Iron Bridge2009/10 リーフレット、Ironbridge InstituteHP

ローエル（アメリカマサチューセッツ州）の例

ボストン北西の産業文化都市であり、人口10万人程度の綿織物工場跡を残して、ダウ
ンタウンを中心に地域全体をアメリカの産業革命と歴史を学ぶ国立公園に指定している。

工場跡の観光施設に住宅、商業、オフィスなどのテナント、生産工場などが混在して
おり、観光のみでなく、ハイテク産業、大学などの地域の経済基盤の多角化を推進している。

なお、産業遺産を保存する際の理念を明確にし、展示を生かした様々な教育プログラム
を提供。当時の織機を稼働させ、動態保存し、当時の姿をできるだけ再現し、生きた歴史
展示により、体験教育が可能となっている。

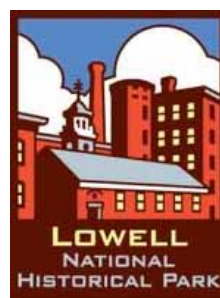
図表 3 - 2.2 教育活動メニューの例

活動	概要
Cotton, Cloth and Conflict	繊維都市における奴隷制の意味を調べる
Literature Circle	地域の歴史に関係のある文学と参加する生徒の生活とのか かわりをテーマにディスカッション
Water Wheel	水車の製作

図表 3 - 2.3 関連写真及びロゴマーク



Lowell National Historical Park



ロゴマーク



Boott Cotton Mills Museum



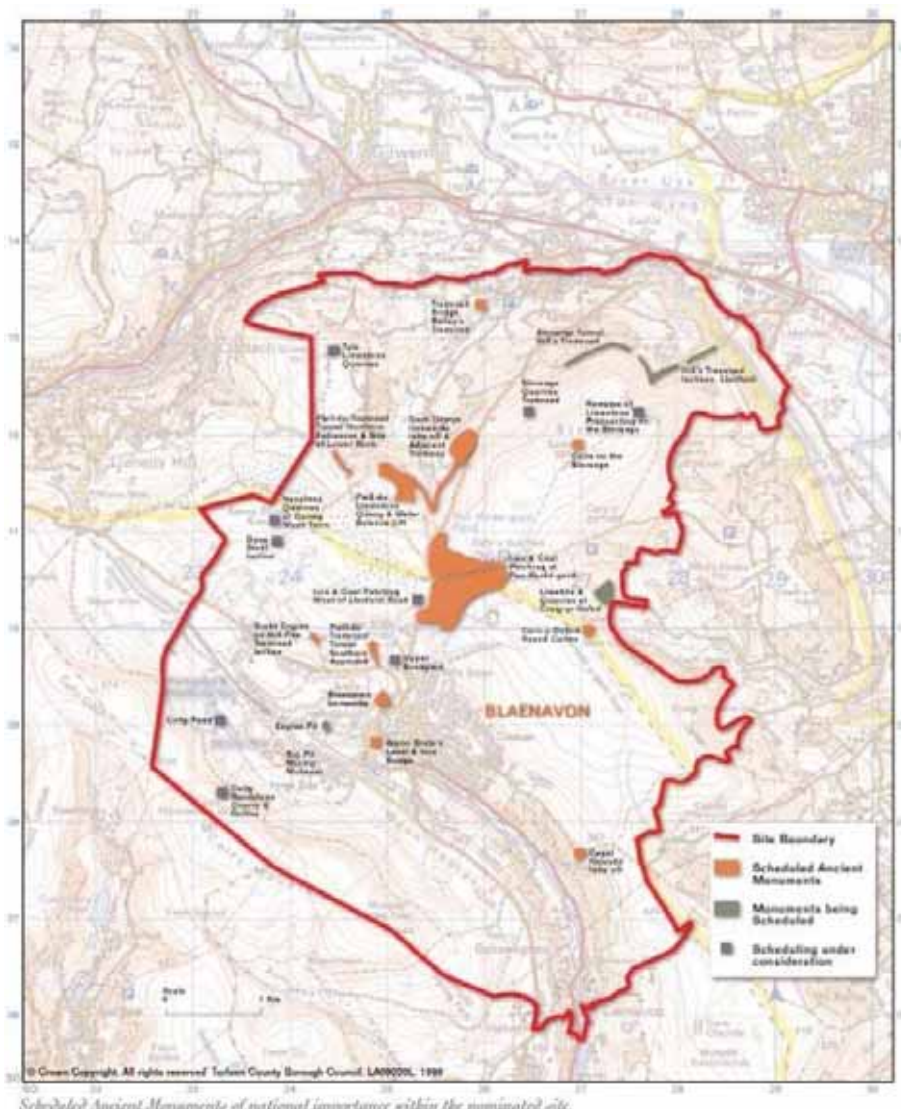
出典：加藤康子「産業遺産」、Lowell.com、ソングス産業歴史センターHP

ブレナボン炭鉱遺産（イギリス）の例

1980年まで稼動していたかつての主産業であった炭鉱跡、製鉄所跡をそのまま残して博物館に再利用し、近代石炭採掘技術を展示している。特に炭鉱跡を利用した Big Pit National Coal Museum は坑道に入ることもできる体験型の博物館である。また、運送用の鉄道を観光のため復活させている。

地元市の協議会が閉山後すぐに鉱山を1ポンドで購入し、埋め立て等の開発コストを全英石炭協会が寄付。観光鉱山を管理運営するトラストを登録して施設の維持管理を地元自治体から受託。この背景に地域の高い失業率があり、地域の活性化・雇用創出に向け、当時のEC・国・地元自治体が900万ポンドの開発費を1/3ずつトラストに拠出したことが大きな要因である。

図表 3 - 2.4 地域の全体像



図表 3 - 2.5 関連写真



Big Pit の風景



鉄道の様子

出典：加藤康子「産業遺産」ブレナボン旅行情報センター・世界遺産サイト

(2) 国内の世界遺産等の景観誘導

石見銀山

石見銀山（大田市）における景観条例策定

基本的考え方を大田市独自のブランド形成におき、以下の柱を設定している。

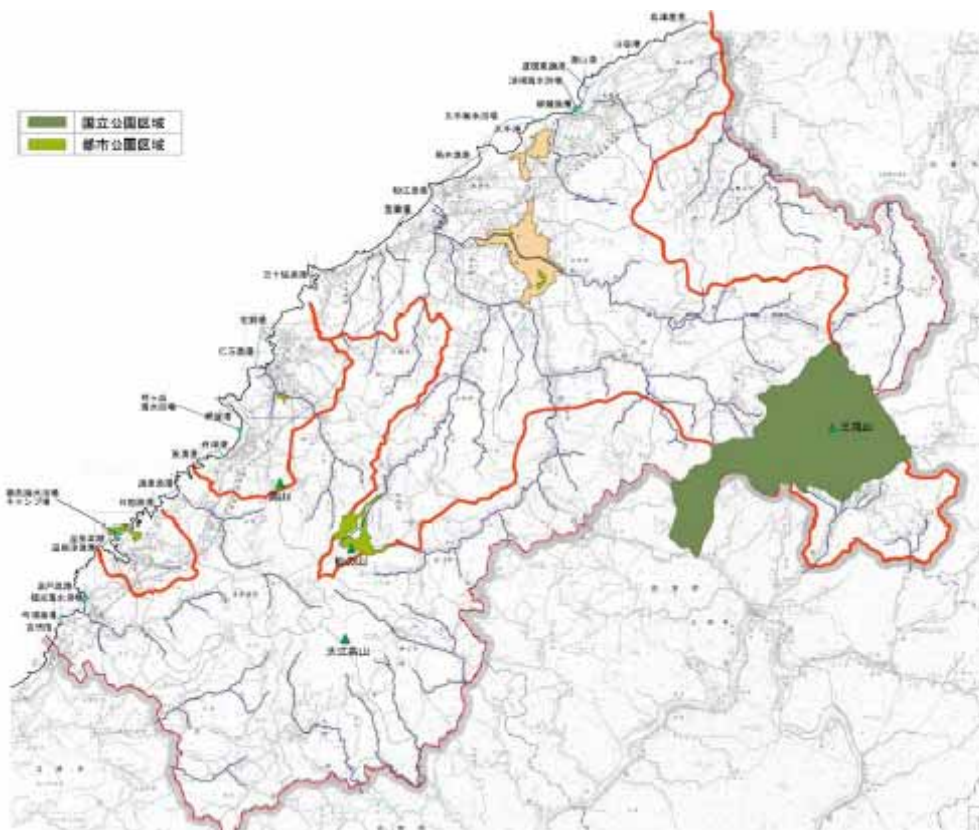
象徴（symbol）：世界に誇る石見銀山の保全・活用

誇り（status）：大田市が誇れるイメージづくり

愛着（strong attachment）：まちに対する誇りと愛着の育成

推進体制（system）：市民・事業者・行政の協働体制

図表 3 - 2.6 景観計画の区域（大田市全域）



図表 3 - 2.7 主要な景観資源の写真



大森町のまちなみ



龍源寺間歩の入口



温泉津港の入り江



大森町のまちなみ（上空）

太田市では、構造別の景観形成方針に基づき、行為の制限に関する事項を次のように位置づけている。

図表 3 - 2.8 行為の制限の設定状況

		土地利用 (面的要素)				軸 (線的要素)			拠点 (点的要素)		
		①自然景観	②歴史景観	③市街地景観	④農山村・田園景観	①自然景観軸	②歴史と文化の景観軸	③都市的景観交流軸	①交通景観拠点	②自然的景観拠点	③歴史と文化の景観拠点
建築物・工作物の建設等	形態・意匠	—※1	△※2	○	○	○			○		
	色彩	—※1	△※2	○	○	○			○		
敷地・外溝		—※1	△※2	○	○	○			○		
緑化		—※1	△※2	○	○	—			—		
開発行為		—※1	△※2	○	○	—			—		

1: 自然景観地域の中で、国立公園地域は自然公園法により保全されているため、景観計画においては、行為の制限を特に定めません。

2: 文化財保護法による史跡指定地及び大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区と大田市温泉津伝統的建造物群保存地区以外のバッファゾーン地域を景観計画における行為の制限の対象地域とします。

出典：太田市景観計画

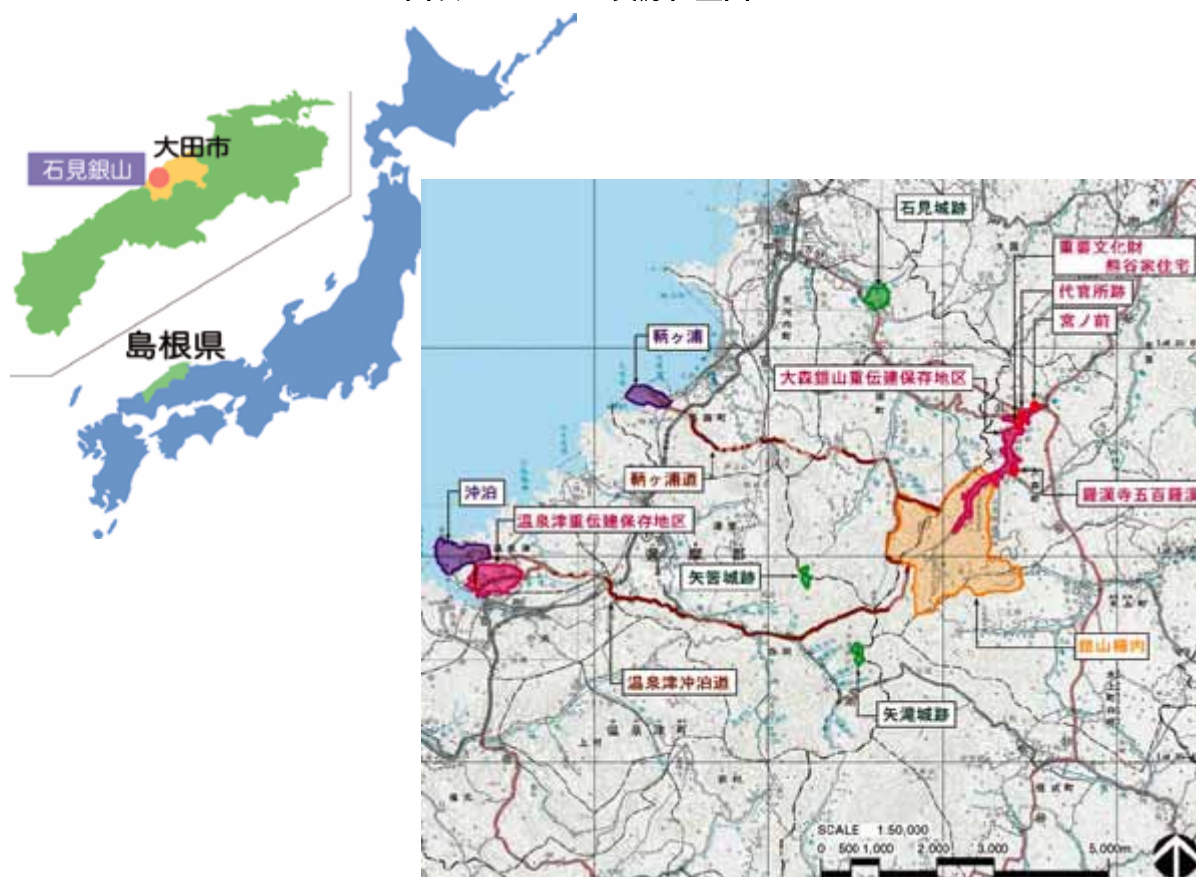
石見銀山（大田市）の世界遺産登録効果

石見銀山での世界遺産登録による来訪者の増加効果として、登録前年と比べて来訪者が2.5～3.6倍に急増したことがあげられる。世界遺産登録後の夏休み期間中は3倍の来訪者を見越し、必要に応じ警備員や地域の協力者を増員配置し、パークアンドライド方式で観光車両の誘導を実施した。

具体的には、登録決定翌日の6月29日から7月19日まで、龍源寺間歩の入場者は17,159人で前年の3.6倍となるとともに、大森町の町並み保存地区の入り込み客は24,000人と推計され、前年の2.5倍にのぼった。

出典 <http://www.sanin-chuo.co.jp/tokushu/modules/news/article.php?storyid=408691169>

図表 3 - 2.9 資源位置図



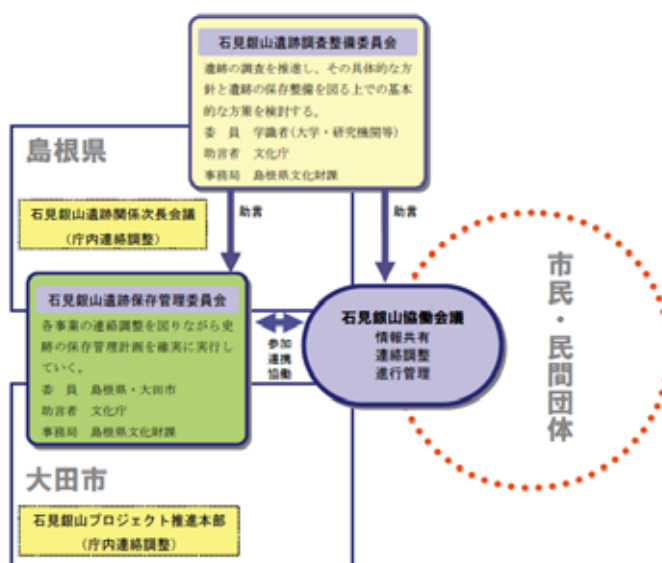
出典 : http://www.pref.shimane.lg.jp/sekaiisan/iwami_ginzan/koudoukeikaku.data/ginzan.pdf

行動計画の取り組み

また、石見銀山では、行政と民間の協働によって、世界遺産への登録、さらにはその価値を未来に引き継いでいくために、石見銀山協働会議を設置し、「石見銀山行動計画」を策定している。行動計画の中では、石見銀山の価値、目指す姿を示しつつ、以下の柱で課題と解決の方向性を提示している。

- 石見銀山を守る（保存管理）
- 石見銀山を究める（調査研究）
- 石見銀山を伝える（情報発信）
- 石見銀山に招く（受入）
- 石見銀山を活かす（活用）

図表 3 - 2.10 石見銀山協働会議の位置づけ



図表 3 - 2.11 協働会議の役割



出典：石見銀山行動計画

平泉 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

2011年に世界遺産登録に再挑戦する「平泉の文化遺産」(岩手県平泉町)では、中尊寺通り街並整備について周辺の歴史的景観や農村景観、自然景観などの文化的景観について沿線地域住民と行政が一体となって整備に向け協議しており景観の保全と道路整備について真摯に取り組んでいる。

住民参加による景観整備

中尊寺通り(JR平泉駅前から中尊寺に至る延長約1.5キロの県道)は、電線が空を遮り、街路灯や路面は傷んでおり、空き店舗が目立つのが現状である。5年前から平泉町が中尊寺通り整備を行ってきた結果、現在、住民が一緒になって景観再生に取り組んでいる。

2010年2月11日には約20人の参加者が民家の窓や自動販売機など4カ所に木製格子を施し、デザインと風合いをチェックし、「住民が誇り、観光客が歩いて楽しめる街並みにしたい」と活動している。

出典 <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100222-00000007-khk-l03>

住民との連携による滞在型観光への転換

年間約200万人もの観光客があるにもかかわらず、主要5宿泊施設の稼働率は約20%にとどまる。平泉町は打開策として2010年秋、体験型農家民泊計画に着手。現在、約10人の農家らが新年度開業を目指して研修を受けている。

出典 <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100222-00000007-khk-l03>

図表 3 - 2.12 関係資産の写真



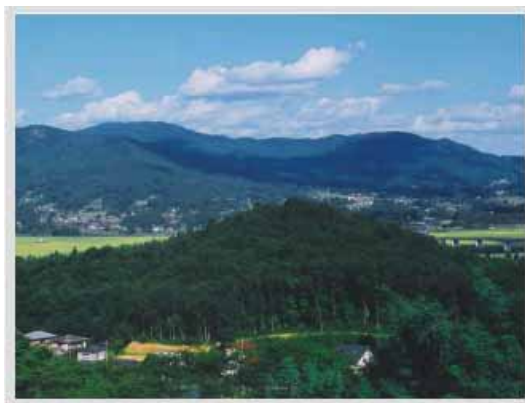
中尊寺金色堂覆堂



毛越寺浄土庭園



白鳥館遺跡



金鷄山

出典：岩手県 HP

平泉の景観条例

概要を以下に示す。

- ・ 景観に調和する建物のたたずまいを守り育てる
 目指すべき景観像で地区区分を行い、建築物や工作物の誘導を実施。

図表 3 - 2.13 誘導策の概要

歴史景観地区（文化的景観の核となる歴史的資産の周辺）	
景観像	歴史的な資産と調和を図り、世界遺産地区にふさわしい景観の創出
誘導内容	市街地周辺や長島地区の白鳥館遺跡周辺が景観地区、高さ 10m規制、和風建築、色彩や緑化に配慮
風土景観地区（文化的景観を成す自然環境とその周辺）	
景観像	農村地区の農家住宅など周辺の自然景観と調和した建物等のたたずまいを大切にしていく
誘導内容	主要地方道平泉巖美溪線沿いが準景観地区、高さ 13m規制、和風建築、色彩や緑化に配慮
一般景観地区（北の工業施設周辺と南の都市計画の準工業地域周辺）	
景観像	商工業的な用途としての機能性を確保しつつ、修景により文化的景観と調和を図る
誘導内容	幹線道路沿いが景観地区、高さ 15m規制、色彩や緑化に配慮

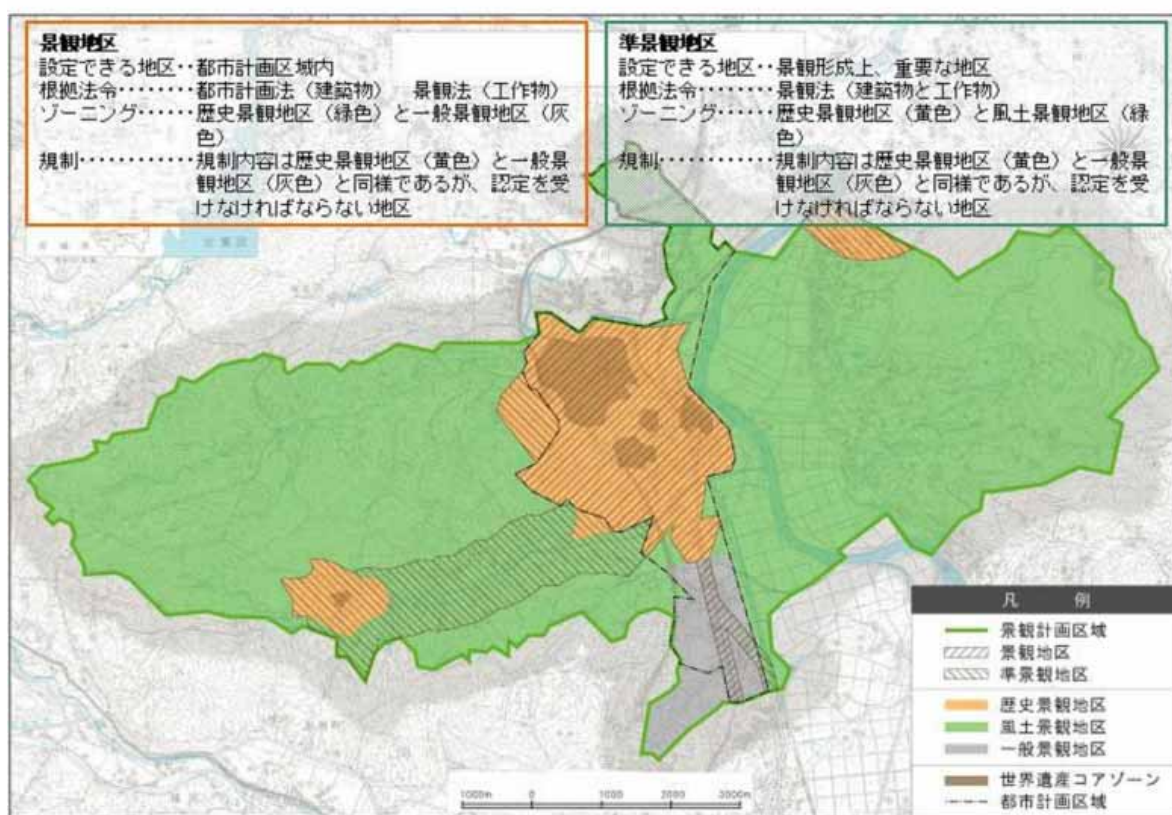
・歴史的資産とその周辺の様相を保全する

町全体を対象区域としつつ、重要な地区を「景観地区」「準景観地区」として指定。

景観計画区域内の一般地域では、届出や勧告に関する基準を設け、緩やかな誘導を行うが、必要な場合、変更命令が可能。

景観地区・準景観地区では、積極的に景観形成を行うため、よりきめ細やかなルールを定めるとともに、建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について景観認定制度を適用している。

図表 3 - 2.14 景観計画区域



出典：平泉町 HP

富岡製糸場（富岡市景観計画の例）

景観づくりの基本目標として、以下を掲げている。

図表 3 - 2.15 基本目標



特に製糸場に関連する方針として、以下が規定されている。

< 景観づくりの基本方針 >

富岡が誇る風景の価値を共有し、次代に引き継ぐために
 富岡製糸場を守り、これを引き立たせる街並みを創る
 絹産業遺産の一つとして重要なレンガ倉庫を守り、活かす
 周辺の緑と一体となった歴史的建造物を守り、活かす
 姫街道に残る古い街なみを守る

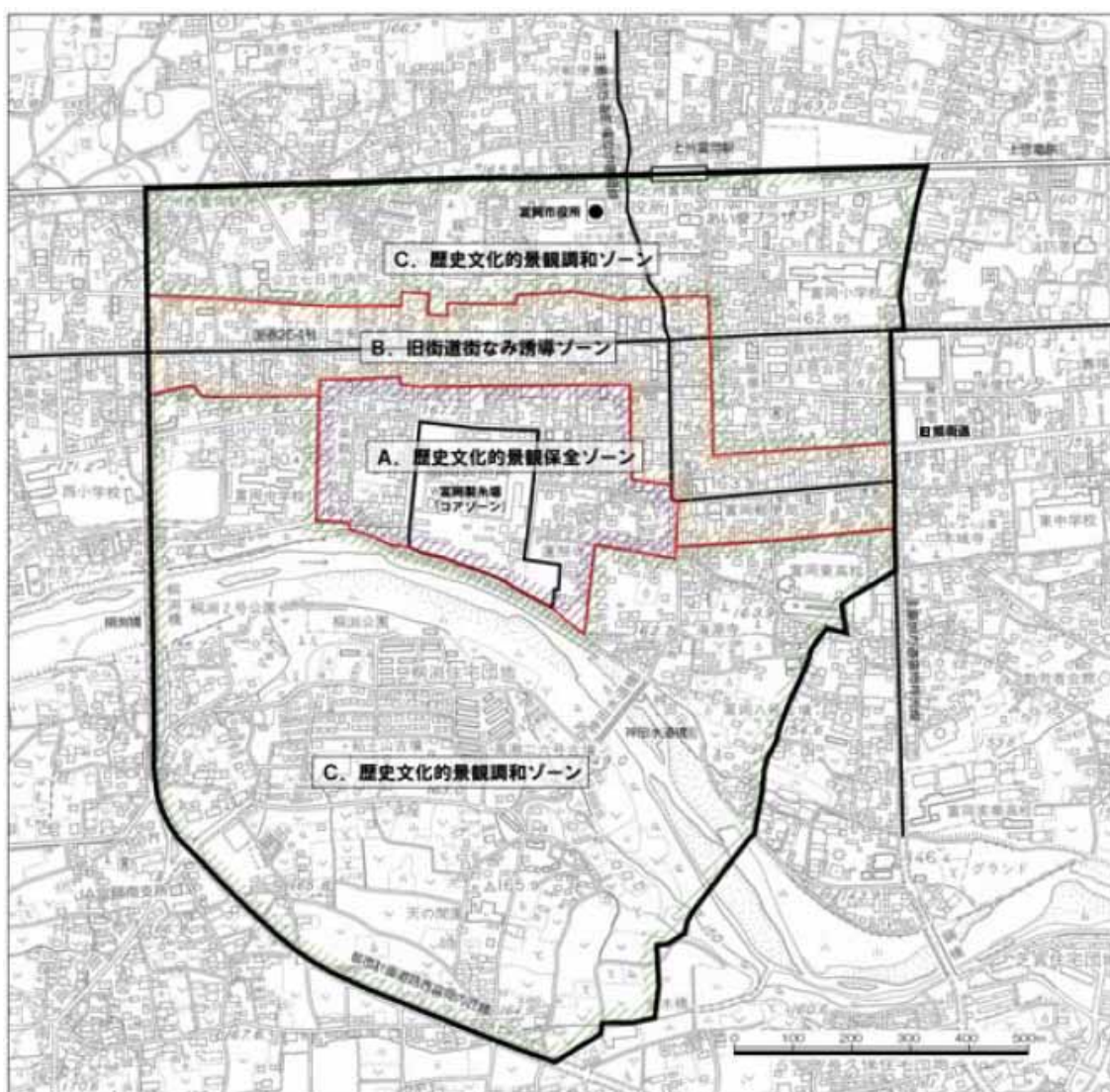
(以下略)

こうした方針に基づき、富岡製糸場周辺を特定景観区域に指定し、他の一般区域よりも厳しい規制が適用されている。その区域の設定理由として、富岡製糸場の世界遺産登録に

向け、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく観点を踏まえて、以下を挙げている。

- ・製糸場を補完する歴史的建造物を含めた、歴史文化的な価値を保護するため
- ・象徴的な製糸場の景観を保護するため、製糸場への眺望または製糸場からの眺望が可能な範囲とすること
- ・都市計画法などに基づく制限から景観的な悪影響が懸念される区域、現状の景観の改善など、一体的な景観形成が必要な区域を含むこと

図表 3 - 2.16 富岡製糸場周辺特定景観計画区域



出典：富岡市景観計画

図表 3 - 2.17 届出対象物件

富岡製糸場周辺 特定景観計画区域	<p>建築基準法第6条第1項の規定の適用を受けることとなる建築物で、次のいずれか該当するもの</p> <p>ア. 新築、増築、改築もしくは移転</p> <p>イ. 外観の変更に係る部分の面積が10㎡以上となる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p>
	<p>建築基準法第88条第1項及び第2項の規定の適用を受けることとなる工作物(ただし、建築基準法施行令第138条第1項第2号中15メートルとあるのは、10メートルと読み替える。)で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 新築、増築、改築もしくは移転</p> <p>イ. 外観の変更に係る部分の面積が10㎡以上となる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p>
	<p>土地の区画形質の変更で、変更に係る面積が1,000㎡以上のもの</p>

出典：富岡市景観計画

図表 3 - 2.18 明治5年の浮世絵



出典：富岡市景観計画

図表 3 - 2.19 現在の写真



出典：富岡市景観計画

図表 3 - 2.20 色彩基準

【富岡製糸場周辺特定景観計画区域】

【他の区域】

建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～イのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア. 建築物の屋根にあつては、和瓦や銅板などによるものの色彩
- イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあつて、次のa～cの色彩
 - a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩
 - b. レンガ調のタイルなどで市長が認める材料の色彩
 - c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合

<歴史文化的景観保全ゾーン>

○建築物の屋根

使用する色相	明度	彩度
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5以下	3以下
上記以外	5以下	0.5以下

○建築物の外壁及び工作物の外観

使用する色相	明度	彩度
R(赤)	7以下	3以下
	7より上	1以下
YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	3以下
上記以外	7以下	1以下

<旧街道街なみ誘導ゾーン・歴史文化的景観調和ゾーン>

使用する色相	明度	彩度
R(赤)	7以下	6以下
	7より上	1以下
YR(黄赤)・Y(黄)	7以下	6以下
	7より上	3以下
上記以外	7以下	2以下

建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア. 建築物もしくは工作物の着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩
- イ. レンガ調のタイルなどで市長が認める材料の色彩
- ウ. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合

<用途地域内>

使用する色相	明度	彩度
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	6以下
上記以外	制限なし	2以下

<無指定地域・都市計画区域外>

使用する色相	明度	彩度
R(赤)	7以下	3以下
	7より上	1以下
YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	3以下
上記以外	7以下	1以下

出典：富岡市景観計画

(3) 地域の魅力向上の取り組み

山形県金山町の例（地場産業を活かした街並み形成）

懐かしいたたずまいの家並みや風景を残し、活かすため昭和 58 年度策定の「新金山町基本構想」の中で『街並み（景観）づくり 100 年運動』を基幹プロジェクトに位置付け、100 年をかけて自然（風景）と調和した美しい街並みをつくとともに林業等の地場産業の振興や人と自然の共生を図る取り組みを実施している。

上記の実現に向け、昭和 61 年 3 月に「金山町街並み景観条例」を制定し、「街並み形成基準」に加え、「金山型住宅」の基準とその基準に適合する建築に対する助成制度（住宅：最高 50 万円、車庫・小屋等：最高 20 万円）を創設している。

図表 3 - 2.21 金山型住宅の例（白壁と切り妻屋根をもつ、在来工法の住宅）



出典：金山町 HP

横浜市赤レンガ倉庫の例

明治末期から大正初期に横浜港の税関施設として建設され、葉タバコ・工学機械、洋酒・食料品等を扱っていたが、関東大震災による被害の復旧、米軍接收による港湾司令部としての使用等を経て、新たな埠頭への物流機能の移転等による取引量の激減等から用途廃止された。

廃止から3年後の1992年に横浜市が取得後、市及び民間事業者による改修工事等を経て2002年に「港の賑わいと文化を創造する空間」をコンセプトに市民の憩い、にぎわう空間として1号館（文化施設：ホール等）、2号館（商業施設）がオープンした。

図表 3 - 2.22 資産の写真



改修前の全体像

1号館

2号館

出典：横浜市港湾局 HP

旧横浜船渠会社第二号船渠（ドックヤードガーデン）の例

英国人技師パーマーの提言に基づき、明治22年設立の「横浜船渠会社」が明治29年に建設した船舶補修用のドックである。設計は海軍技師の恒川柳作が担当した。民営のものとしては、現存最古の石造乾船渠（ドライドック）である。昭和48年にその役割を終えたが、所有者と横浜市で検討の結果、平成5年にイベント・スペースとして再生した。

図表 3 - 2.23 資産の写真



出典：文化庁「文化遺産オンライン」

北海道函館市の金森倉庫の例（民間の施設の転用による拠点形成）

外国人居留地であった埋立地において、明治期に地元の洋物商が倉庫群を建設したが、航空等への輸送形態の変化、北洋漁業の縮小等の環境の変化で倉庫業が衰退した。

その後、建造物として姿が映画やテレビ、CM等で着目されたことなどから、倉庫業継続しつつ、一部をビヤホールや美術館に転用した。

現在も倉庫業者が管理運営を行っており、年間150～200万人が来訪する観光地となっている。

図表 3 - 2.24 資産の写真



明治期の倉庫（左側）



現在の状況（店舗、ビヤホール）

出典：函館市 HP

(4) 関連する補助事業制度

以下に産業遺産を活用したまちづくり・景観形成に適用されたあるいは今後適用の可能性のある補助事業制度を整理した。

歴史的環境形成総合支援事業

制度概要

歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設及び重点区域における周辺施設の整備や歴史的風致形成建造物等の活用に関するソフト事業について、総合的に支援するもの。

要件

市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の「重点区域」。当該事業の支援対象となる歴史的風致形成建造物については、認定計画に具体的に明示されていることが必要である。

事業主体

・市町村、都道府県（自らの管理施設を対象とする場合に限る）、市町村を構成員に含む法定協議会
民間団体・個人に対しては、市町村を通じた間接補助を実施

対象、補助率

・コア事業 1/2 以内

歴史的風致形成建造物の修理、買取、移設又は復原(土地購入を含む)

・付帯事業 1/3 以内

1) 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善

(建築物及び工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化、堆積物件の外観修景又は除却、電線類の無電柱化、公共公益施設の高質化)

2) コア事業等の対象施設の活用を促進するための施設の整備

(案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、駐車場の整備 等)

3) コア事業等の対象施設の保存活用に係るソフト事業

(コア事業等の対象施設の保存活用に向けた体制・仕組みの検討、催事の実施等)

間接補助については、コア事業及び付帯事業ともに、総事業費の 1/3 以内であって、かつ市町村の補助に要する費用の 1/2 以内

・地方財政措置

教育・福祉施設等整備事業（一般補助施設整備等事業）市町村 75%、都道府県・政令市 70%

事例：下諏訪町

歴史的風致維持向上計画に以下の事業を位置づけている。

- ・ 町道石仏道線美装化事業
- ・ 騎馬行列支援事業
- ・ 伏見屋邸復元修理事業
- ・ 重要文化財建造物保存修理事業
- ・ 景観計画策定事業

図表 3 - 2.25 概要図



出典： <http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/region/kankou/2-5historic-assets.pdf>

景観形成総合支援事業

制度概要

景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を対象区域とするものである。

要件

景観重要建造物又は景観重要樹木の存する地域であって、かつ、次の ~ のいずれかの条件を満たす区域

国土交通大臣が同意した「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づく外客来訪促進地域の区域

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「認定歴史的風致維持向上計画」の重点区域

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「認定観光圏整備実施計画」の区域

対象

必須事業(次のいずれか)

- 1)景観重要建造物の修理(市町村との協定締結に基づき一般公開を行うものは内装も可とする)、買取又は移設(土地購入を含む)
- 2)景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取(土地購入を含む)

選択事業(必須事業と併せて行う必要のある事業)

- 1)景観重要建造物の外観修景
- 2)建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- 3)良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備(土地購入を除く)
- 4)公共公益施設の高質化(道路や通路、広場等における舗装の美装化等)
- 5)良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

事業主体及び補助率

- ・市町村 事業費の 1/3 以内
- ・都道府県(自らの管理施設を対象とする場合に限る) 事業費の 1/3 以内

事例：北海道東川町

必須事業として、景観重要建造物の修理、選択事業として広場の美装化等を位置づけている。

図表 3 - 2.26 概要図



出典： http://www.hkd.meti.go.jp/hokiq/navi2009/24_1.pdf

身近なまちづくり支援街路事業

制度概要

歴史的環境を保全しつつ、面的、体系的な街路整備を実施するもの。

地区単位で面的に一括事業採択し、一体的に各種施設を整備

まちづくり交付金と連携し、質の高い地区施設の総合的な整備を推進

要件

- ・統一したまちづくりテーマの設定が可能な地区（1近隣住区程度）
- ・地元関係者の参画の元に総合的な地区整備計画がたてられている地区（必要に応じて協議会を設置）
- ・街路整備に併せて、沿道商店街の近代化や地区計画，建築協定，景観条例等による，景観・まちなみ保全，セットバックなどの総合的な地区整備の取り組みがなされている地区
- ・歴史的地区環境整備地区、居住環境整備地区、商店街活性化支援地区、都心交通環境整備地区 都市景観整備地区 安心まちづくり総合整備地区など

対象

幹線街路、補助幹線街路、駅前広場、交通広場、ポケットパーク、広幅員歩道、区画道路、歩行者専用道路、自転車駐車場、電線共同溝、街路緑化、駐車場案内システム等その他街路空間のグレードアップに関する整備

主体

地方公共団体

補助率

- ・歴史的環境整備地区については、街路交通調査により策定費を支援（国指定の重要文化財等を含む区域に限定）
- ・一般の街路事業として実施。補助率 1 / 2、5 . 5 / 1 0 ~ 7 . 0 / 1 0（交付金）

事例：姫路城周辺地区（兵庫県姫路市）

世界遺産である姫路城周辺の歴史のみちすじにおいて、電線類の地中化や地道をイメージした舗装などを面的に実施している。

沿道一体となった歴史的環境が創出されたことにより、地区内散策者が倍増した。

図表 3 - 2.27 概要写真



出典： <http://www.mlit.go.jp/crd/gairo/h17gaisan/21.pdf>

街なみ環境整備事業

制度概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成。

要件

歴史的風致形成建造物並びに景観法に基づく景観重要建造物の保全活用及び公共施設的美装化等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を対象区域とするもの。

【街なみ環境整備促進区域】

面積 1ha 以上かつ、～ のいずれかの要件に該当する区域。

接道不良住宅率 70%以上かつ、住宅密度 30 戸/ha 以上

区域内の幅員 6m 以上の道路の延長が区域内の道路総延長の 1/4 未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の 3%未満である区域

景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積 0.2ha 以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区。

主体

地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民

対象事業、補助率

協議会活動助成：間接補助 1/2、整備方針策定：直接補助 1/2

街なみ整備事業：直接補助 1/2（事業計画策定、地区施設整備、地区防災施設、生活環境施設、空家住宅等除却、その他電線地中化、水路、ストリートファニチャー、案内板等国土交通大臣が認める事業）

街なみ整備助成事業：間接補助 1/3（門・塀・樹木等の移設、分筆登記、修景施設整備、協働建替等共同施設整備）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/05machinami.html>

事例：今井町地区(奈良県橿原市)

江戸時代の町割り(道路網)や街並みが残っている歴史的市街地を、歴史的街並みを保存しながらも電線地中化や自然石仕上げの側溝の整備やオブジェの配置などを行っている。

図表 3 - 2.28 整備前後の写真



出典：http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/jutaku/seibi/seibi1_3_1.html

観光圏整備事業費補助

制度概要

歴史的風致を活用した体験・学習プログラムといった観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業や、移動ルート周辺の景観改善といった観光旅客の移動の利便の増進に関する事業、案内標識の整備といった観光に関する情報提供の充実強化に関する事業等、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在促進に関する法律に基づき、認定観光圏整備事業者が実施する観光圏整備事業について支援する。

要件

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく協議会を設置

都道府県または市町村が「観光圏整備計画」を作成

観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を申請し国土交通大臣の認定を受ける

観光圏整備事業検討会の推薦をうけて国土交通省で補助採択した事業の実施に要する以下の経費を補助

対象

観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業

観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業

観光旅客の利便の増進に関する事業

観光に関する情報提供の充実強化に関する事業

その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業

主体

認定観光圏整備事業者（地方公共団体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者）

補助率

個別事業毎に2 / 5以内

事例：富良野・美瑛広域観光圏

「ちょっと暮らすように旅をする～ふらのびえい田園休暇街道」

富良野・美瑛広域観光圏の強みでもある「花・丘・田園風景・雄大で多様性のある自然環境」を軸に、様々な体験メニュー、旬の食材などにより北海道の中でも差別化を図り、観光客に四季を通して滞在を楽しんでもらい、「ここにしかない感動」を演出し、長期滞在につなげることとしている。

図表 3 - 2.29 各種事業に関する写真



ダウンタウンシャトルバス



スキーホスト研修会



弥栄太鼓の文化体験
(ちよっくら旅2009冬)

五郎さんの生活体験
(ちよっくら旅2009冬)



情報マップの作成

出典： <http://www.hkd.meti.go.jp/hokiq/navi2009/01.pdf>

まちづくり交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としている

要件

[1] 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（注1）と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

[2] 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

[3] 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価（注2）を求めることとし、その結果等について確認し公表。

対象

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

補助率

事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）

出典 http://www.mlit.go.jp/crd/crd_machi_tk_000013.html

社会資本整備総合交付金（仮称）の創設

与党の「平成 22 年度予算重要要点」及びマニフェストを踏まえ、活力創出、安全・安心、地域住宅などの政策目的実現のため地方公共団体が行う社会資本整備や基幹事業の効果を一層高める社会資本整備以外の幅広い事業を一体的に支援するための交付金制度である。

本交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を原則一括化し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的なものとして創設される。

要件

社会資本総合整備計画（概ね 3 ～ 5 年を計画期間とする分野毎の計画）を国土交通大臣に提出。

主体

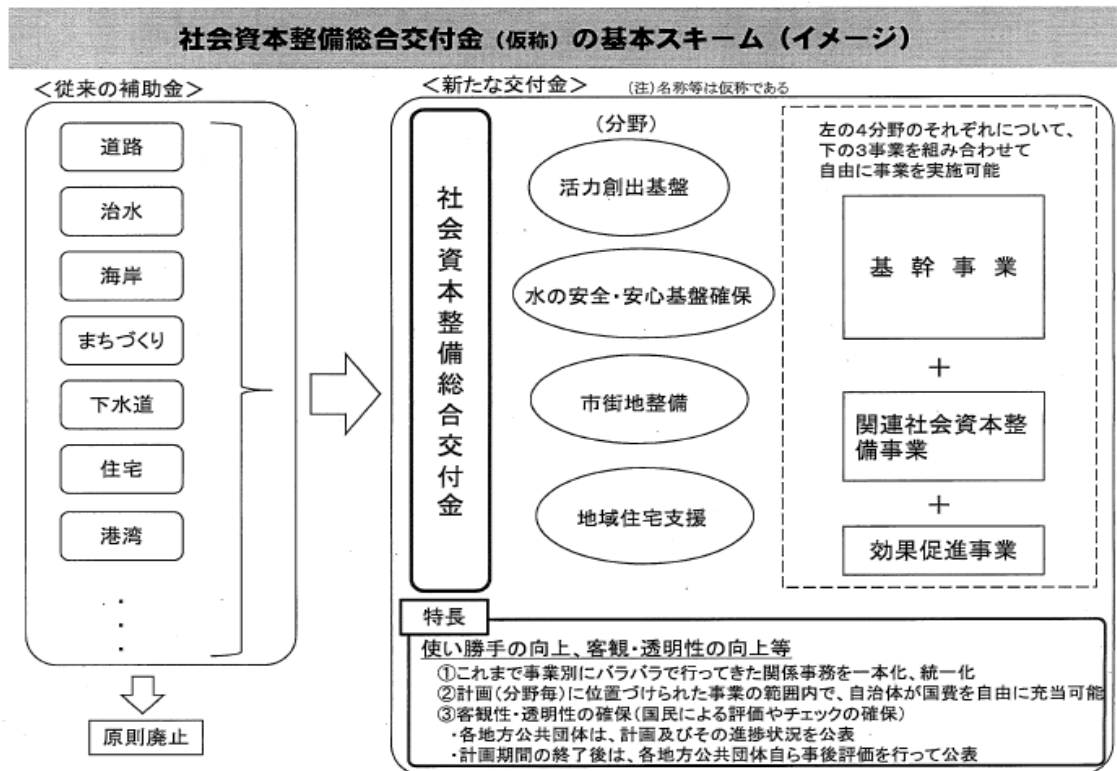
都道府県、市町村

補助率

現行事業の国費率を基本（対象事業がない場合は 1/2）

平成 22 年度予算額：22,000 億円

図表 3 - 2.30 制度概要図



出典：平成 22 年度国土交通省関係予算のポイント

その他（自治体独自の支援）

（再掲）山形県金山町の住宅建設への助成事例

「金山町街並み形成基準」に合致した建築物などに対して助成を行う。住宅の場合は、最高 50 万円。その他（車庫、小屋等）の場合は最高 20 万円。

以下の場合も助成対象になる。

- ・屋根を基準色以外からこげ茶や黒に塗り替えた場合。
- ・屋根を基準以外の形から切り妻につくり替えた場合。
- ・外壁を基準以外の素材から基準の素材につくり替えた場合。

金山型住宅

白壁と切り妻屋根をもつ、在来工法で建てられた住宅である。金山で育った木材や伝統的な材料を使うことによって、気候風土にあった建物になる。また、年数が経過しても「美しく古びる」素材であり、地球にやさしい住宅である。金山型住宅の家並みこそ「もうひとつ先の金山」の姿であり次代に継承する美しい共有財産。

図表 3 - 2.31 金山町住宅



岐阜県高山市の歴史まちづくりによる無電柱化の例
歴史的風致維持向上計画に位置づけられた無電柱化事業

事業名称：無電柱化事業

整備主体：高山市

活用する国の支援事業の名称：街なみ環境整備事業、まちづくり交付金事業

<～平成 21 年度>

事業期間：平成 20～24 年度

事業の概要：

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内の市道千島松本線（一部）上二之町大新町線（一部）雁川原線（一部）及び八幡大新町 3 号線において、電線等の地中化により電柱を撤去するとともに、側溝に石を使用し、伝統的な町並みに合った道路修景事業を電力事業者等と協力して実施する。

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由：

電柱等が町並み景観を阻害している。伝建地区の伝統的建造物の修理・修景事業と道路景観の修景を合わせて実施することで、伝統的な町並みの再生による歴史的風致の維持及び向上が見込まれる。

事業の名称 無電柱化事業

整備主体：岐 4 岐阜

活用する国の支援事業の名称：電線共同溝整備事業、交通安全施設整備等事業

事業期間：平成 20～21 年度

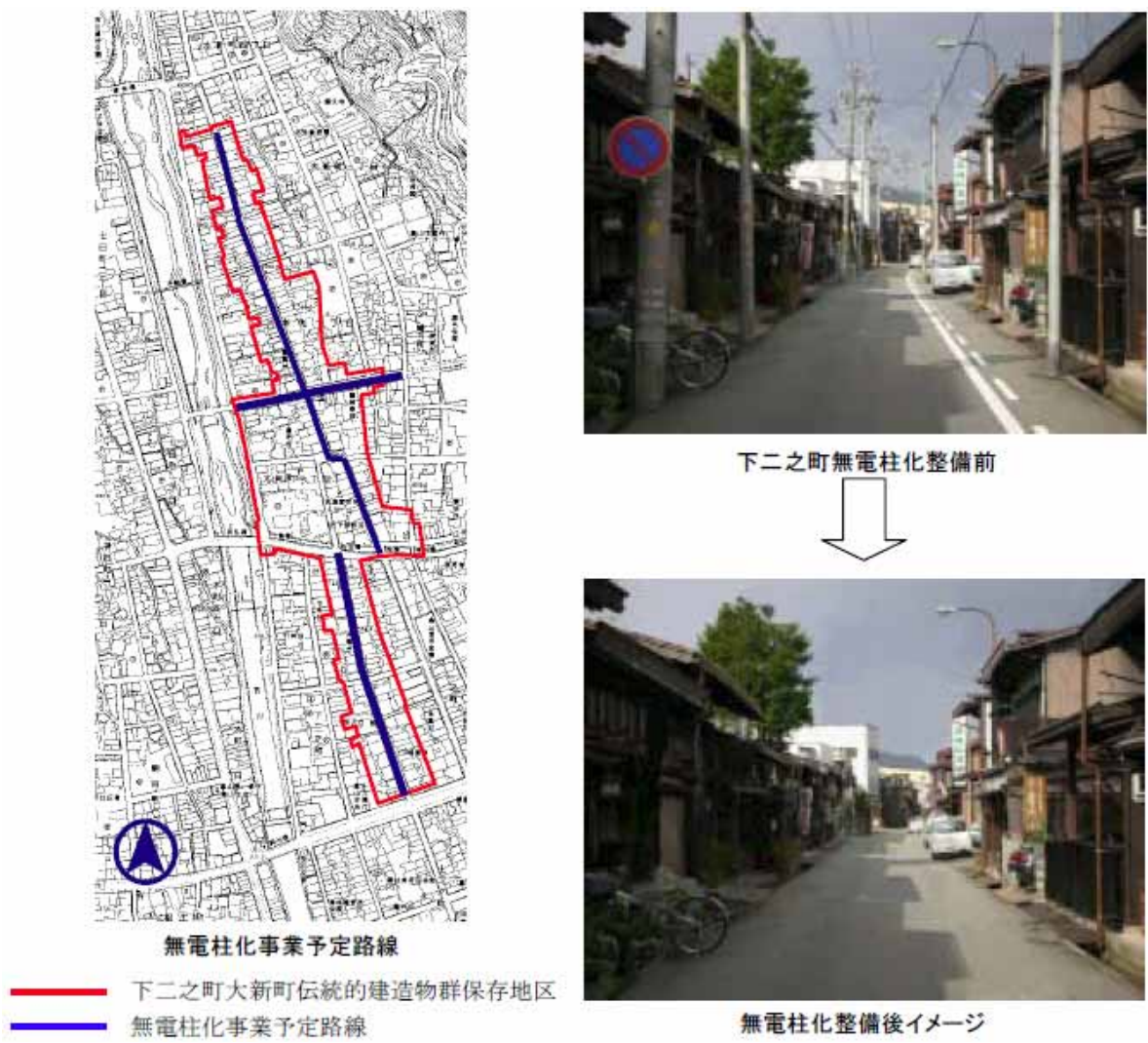
事業の概要：

三町伝統的建造物群保存地区と下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の間にある安川通り商店街（国道 158 号）において、電線等の地中化により電柱を撤去し、伝統的な町並みに合った道路修景事業を電力事業者等と協力して実施する。また、同時に歩道のバリアフリー化を実施する。

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由：

安川通り商店街（国道 158 号）は、2 つの伝統的建造物群保存地区に挟まれる非常に重要なポイントであるが、電柱等が町並み景観を阻害している。伝建地区における修理・修景事業や道路景観の修景と併せて当該地区の道路景観の修景を実施することで、伝統的な町並みの再生による歴史的風致の維持及び向上が見込まれる。

図表 3 - 2.32 概要



出典：高山市歴史的風致維持向上計画

3 - 3 得られた知見

国内外の事例から、人材育成、景観の誘導、転用による活性化等の知見が得られた。

図表 3 - 3.1 主な参考事例からの知見

	事例	特徴	手法	九州・山口への知見
海外 産業 遺産	アイア ンブリ ッジ	経済活性化のための 観光文化のまちづく りを推進	大学と連携した人材育成 複数の博物館や史跡をめぐ るパスポートシステム 開発に信託の仕組みを導入	人材育成システム と周遊システム 財源確保策として の信託制度の活用
	ローエ ル	観光のみでなく、ハ イテク産業、大学な どの地域経済基盤の 多角化を推進	ダウンタウンを含めて地域 全体を国立公園に指定 展示・体験による活きた教育 プログラムの提供	活きた教育プログ ラムの参考
	ブレナ ボン	炭坑跡、製鉄所跡を そのまま残して博物 館に利用	体験型博物館、運送用鉄道を 観光のために復活 信託制度の導入による開発、 管理運営	活きた教育プログ ラムの参考 財源確保策として の信託制度の活用
国内 世界 遺産 (候 補)	石見	独自のブランド形成 により観光客が急増	協働会議を組織化し、行動計 画を官民連携して策定 景観計画を策定	官民連携した活動 と景観計画による 誘導
	平泉	歴史景観、農村景観、 自然景観などの文化 的景観を住民と行政 が一体となって取り 組み	住民参加による景観整備、住 民連携による滞在型観光へ の転換 景観計画の策定	官民連携した活動 と景観計画による 誘導
	富岡	産業遺産等を核とし た景観誘導	産業遺産周辺の景観誘導の 強化	産業遺産周辺の景 観誘導の強化
国内 産業 遺産 の活 用	函館	産業遺産を活用した 地域の賑わい形成	民間所有の倉庫を民間事業 者が商業施設に転用	産業遺産の転用に よる地域活性化
	横浜	産業遺産を活用した 地域の賑わい形成	産業遺産等を市が取得して 商業施設として活用、民間事 業者による管理運営も実施	産業遺産の転用に よる地域活性化
制度	金山町	地場産業を活かした 街並み形成	市独自の助成制度により、金 山型住宅の普及を促進	地域の自然素材を 活かした景観形成 とその助成制度創 設

4. モデル地域における具体策の検討

4 - 1 九州・山口のまちづくり・景観形成の基本的な考え方

(1) 世界遺産シリアルノミネーションのストーリー

世界遺産の登録には、独自の普遍的価値(Outstanding Universal Value)が必要である。すなわち、九州・山口において、「非西洋世界における近代化の先駆け」として、自力による近代化の流れ、特に積極的な技術導入により、国内外の石炭需要に対応してきた炭坑の歴史、その後の技術の進展に応じた重工業化への転換という八幡の製鐵業や萩・長崎等の造船業を中心に、これらを支えてきた教育、人物等が九州山口の近代化遺産の価値である。

(2) 各地域に期待されること

各地域は上記の流れの一部を担ってきた。初期のものから、炭坑、重工業と、各地の産業は異なるとともに、海外との交流の度合い等も異なる。

当然ながら、これらを実現してきた背景である、地域の自然や地形、培われてきた文化も異なり、現在に至る都市の形成の経緯も異なる。

一方、上記のストーリーを本物で分かりやすく示していくことが重要である。

(3) 産業遺産と地域の活性化

各地における個性あるまちづくりとして、地域に存在する産業遺産とそれと一体となって往時の姿をほうふつとさせる周囲の自然やまちなみを保全し、かつそれが映える景観形成の取り組みと、これを核とした地域の魅力向上の取り組みによって、これらの資源を見、体験したいという観光を促進するとともに、その波及効果によって地域活性化の取り組みを実現していくことが目標となる。

その一つのインパクト、契機として世界遺産登録がある。これまでの地域の形成過程を十分に振り返りつつ、住民や企業等の関係者の合意の下、一時的な観光客誘致に留まらない持続的なまちづくりを行っていくことに留意すべきである。

4 - 2 モデル地域の選定

本事業の目的は、「産業遺産を活かした広域連携による地域活性化」に加え、世界遺産登録推進に関する示唆を得る」ことである。

九州・山口の近代化産業遺産は多くの資源が広域に広がるため、地域毎の資源や課題等の特性に応じて、地域を選定し、個々に特に必要な検討を行う。

その結果を各地域で共有し、参考事例として取り組んでいくことが有効と考えられる。

このことを踏まえ、九州・山口の関係地域の課題の諸要素を代表的に有する地域であって、その地域をモデル的に検討することで九州・山口全体の地域活性化につながると考えられる地域、また、調査結果の世界遺産登録への活用を図るため、構成資産候補を有する地域のうち、次の3地域を選定した。

図表 4 - 2.1 モデル地域の選定

候補エリア	主な資産	想定される今後の活用・保存・課題	対応する本調査の検討課題(4本の柱)
萩エリア	松下村塾等	萩エリアの景観整備等への取組みを優良事例とし、他地域へ展開する。	「まちづくり・景観形成」の優良事例として調査を行うことがふさわしい。
八幡エリア	官営八幡製鐵所等	今後の活用としてはアーカイブセンター等の利用が考えられる。一方、民間企業の現役稼働施設であるため、通常の文化財の関連法等の枠には収まらず、今後どのような法を基盤にして整備を行っていくかを検討する必要がある。	民間企業の現役稼働施設をもとに、どのような整備を行っていくかが課題であるため、「まちづくり・景観形成」で検討することがふさわしい。
筑豊エリア	伊田竪坑櫓等	石炭産業で賑わった町並みがよく残っている地域であり、今後の活用としては石炭産業と関連した社会生活を実感できる野外博物館の設置等が考えられる。	野外博物館など、大掛かりな仕掛けを行うことを想定すると、民間活力の導入が必須であるため、「民間活力の導入(他業務)」で方策を検討し、その経済効果を「経済効果(他業務)」で検討することがふさわしい。
三池エリア	三池炭鉱旧万田坑等	石炭産業の流れ(石炭採掘 トロッコ電車による運搬 出荷)の遺産群が残っている地域であり、三池炭鉱専用鉄道の再現等により、石炭産業の一連の流れが実感できる町づくりを行うことが考えられる。	三池炭鉱専用鉄道の再現など、大掛かりな仕掛けを行うことを想定すると、民間活力の導入が必須であるため、「民間活力の導入(他業務)」で検討し、その経済効果を「経済効果(他業務)」で検討することがふさわしい。
長崎エリア	端島炭鉱等	長崎エリアの遺産と現状の観光資源を組み合わせ、より効果的な教育観光等の実現をはかることが考えられる。	特に世界遺産ルートの可能性検討として、「経済効果(他業務)」で検討することを想定
鹿児島エリア	旧集成館等	旧集成館及び旧鹿児島紡績所技師館を中心とした景観整備等を行い、教育・観光の1拠点となることが考えられる。	旧集成館エリアを中心とした景観整備が主であるため、「まちづくり・景観形成」で検討することがふさわしい。

< 着目点 >

萩エリア (山口県・萩市)

景観計画、歴史的風致維持向上計画、NPO の取り組みとその実現要因

八幡エリア (福岡県・北九州市)

稼働資産の保存・管理とその公開、市街化した地域での景観形成、住民活動との連携方策

鹿児島エリア (鹿児島県・鹿児島市)

歴史的資源の発掘、周辺地域の景観形成、交流機能の整備・運営

4 - 3 モデル地域の検討方針

モデル地域として選定された、鹿児島、八幡の2地域については、世界遺産構成資産候補周辺を中心として、今後の景観誘導方策及び周辺施設整備等の方向性及びその実現方策を検討する。

また優良事例として取り上げる萩地域については、既に行われている景観施策及び施設整備にかかる制度、財源、官民連携手法等について、他地域の参考となる知見を整理する。

なお、各モデル地域における検討に当たっては、既存の取組も含め、地域資源の多面的な活用の視点も考慮して、具体的な地区を対象に、自治体及び関係者の意見を伺うことなどにより、産業遺産を活用したまちづくり、景観形成における課題を整理し、今後の対応の方向性を検討する。方向性は複数案提示し、今後の議論、協議により具体化を図るとともに、他地域の参考になるものとしつつ、広域的な展開方策に反映する。

検討手法は、各地域での関係者との意見交換を通じて、以下の項目を行う。

< 地区別 >

課題の抽出・整理（参考となる知見の抽出・整理）

今後の対応の方向性の検討（参考となる手法の検討）

< 広域的な展開方策 >

上記から広域的な展開にあたって検討すべき論点を抽出

図表 4 - 3.1 モデル地域の現状

	遺産	施策等の実施状況	想定しうる今後の取組
萩	萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、萩城下町、大板山たたら製鉄遺跡、松下村塾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画、歴史的風致維持向上計画、屋外広告物条例を策定済。 ・ 萩まちじゅう博物館構想を策定し、市全域を屋根のない博物館と捉えるまちづくり、観光地づくりに取り組んでいる。 ・ 歴史的風致維持向上計画における事業には公園整備、既存建造物の観光交流センターへの活用、建造物の保全等々がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の計画の推進 ・ 他地域の参考とする
八幡	旧官営八幡製鐵所（東田第一高炉跡、本事務所、鍛冶工場、修繕工場、西田岸壁）、旧松本家住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画において、遺産周辺を重点的な地域の一つに指定し、色彩を規制するほか、高炉の見え方への配慮や幹線道路の交差点に面する建築物の壁面後退等の形態意匠の誘導を規定。 ・ 東田第一高炉跡保存・活用基本計画が策定され、計画的な保存修復工事、色彩やライトアップ等を計画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の現役稼働施設の機能維持に配慮した景観形成（工場敷地内における景観形成） ・ 資産の保存（保全）に関する枠組み ・ 交流機能のあり方等
鹿児島	旧集成館・同機械工場、旧鹿児島紡績所技師館、新波止砲台跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市景観計画において、磯地区周辺が「景観形成重点地区候補地」として位置づけられている。 ・ 今後、上記地域における具体的な景観整備・交流拠点整備の促進方を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観誘導の充実検討 ・ 景観に配慮した街並み整備 ・ 交流拠点の整備促進等

4 - 4 地域別の検討

各地域において、産業遺産の特性、課題の抽出整理、今後の対応の方向性の検討
広域的な展開にあたっての論点の4項目について検討を行った。

(1) 鹿児島地域

鹿児島地域の産業遺産の特性

鹿児島地域の産業遺産は九州・山口の近代化産業遺産群のなかでも初期の遺産であり、薩摩藩が造砲、造船、製鉄、紡績、ガラス、印刷などの富国強兵・殖産興業政策を行った旧集成館、オランダから機械を導入して建設した機械工場、イギリスから導入して操業した日本最初の機械紡績工場で指導にあたったイギリス人技術者のために建設された技師館で構成される。

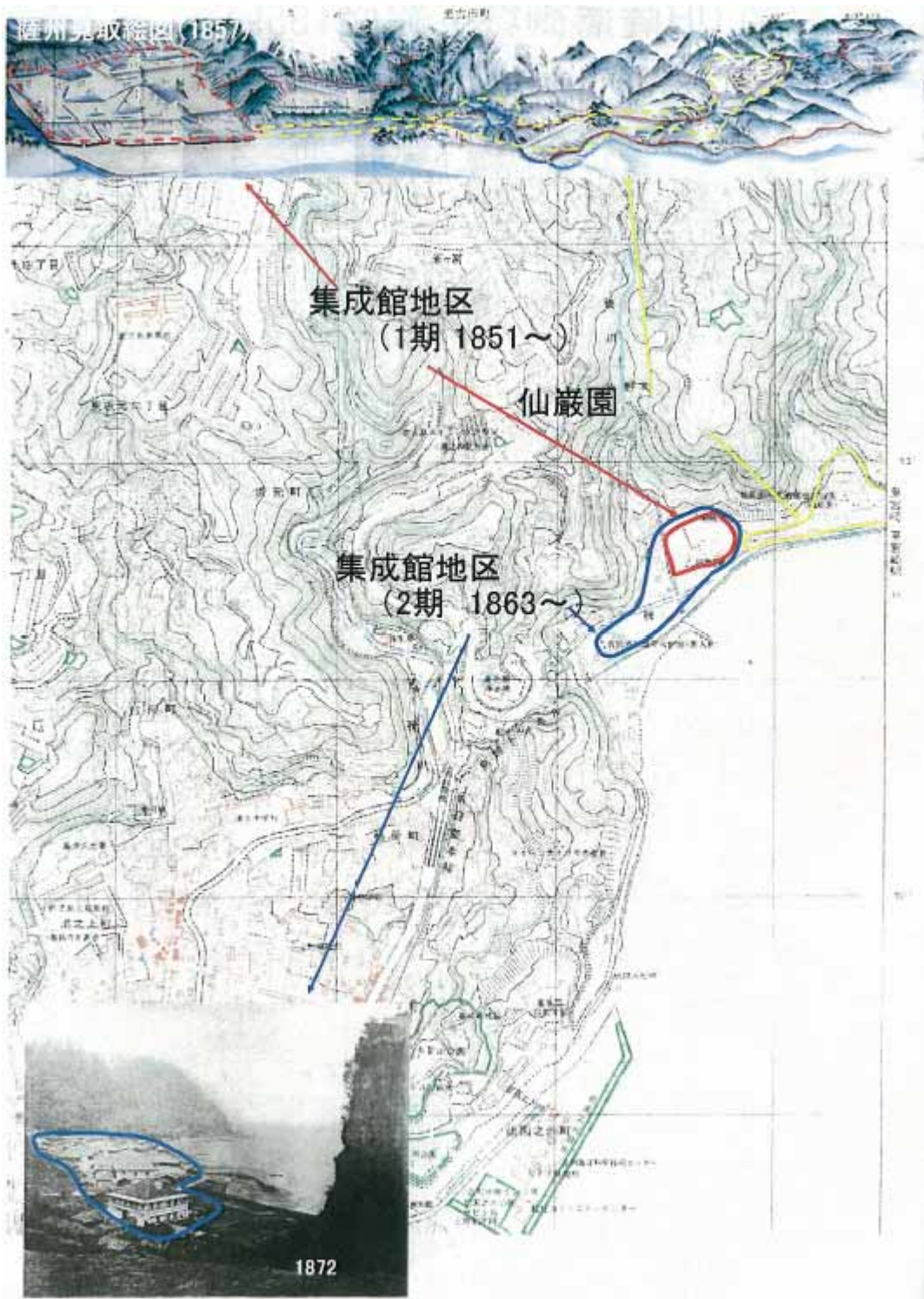
当時の風景としての地形条件、今に残る伝統技術と建築物等をいかに現在において感じることができる景観形成とそれらを活かしたまちづくりを進めていくことができるか、が重要と考えられる。

図表 4 - 4.1 当時の写真



出典：島津興業資料

図表 4 - 4.2 資産の例



出典：「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会資料

資産の例

図表 4 - 4.3 資産の例



旧鹿児島紡績所技師館

旧集成館（反射炉跡）

旧集成館機械工場

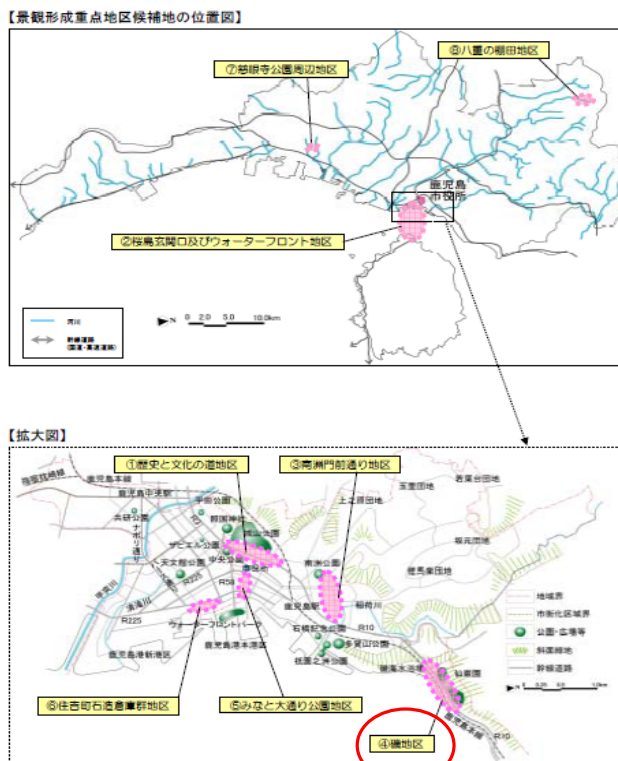
出典：世界遺産暫一覽表記載資産候補提案書

課題の抽出整理

景観誘導

- ・ 錦江湾対岸の桜島の雄大な景観、歴史的な建造物の集積、寺社や背後の山の存在という景観特性を有する。
- ・ 一方、集成館周辺地区には景観として一致しない物件が存在。
- ・ 全市を対象とする緩やかな景観計画は策定済みであり、磯地区は景観形成重点地区候補としての位置づけであり、詳細な地区レベルの計画は未策定である。

図表 4 - 4.4 鹿児島市景観計画上の位置づけ



出典：鹿児島市景観計画

図表 4 - 4.5 技師館・集成館周辺の現状



国道沿いの景観



技師館周辺の景観



技師館周辺の店舗等



国道の渋滞



当時の紡績工場

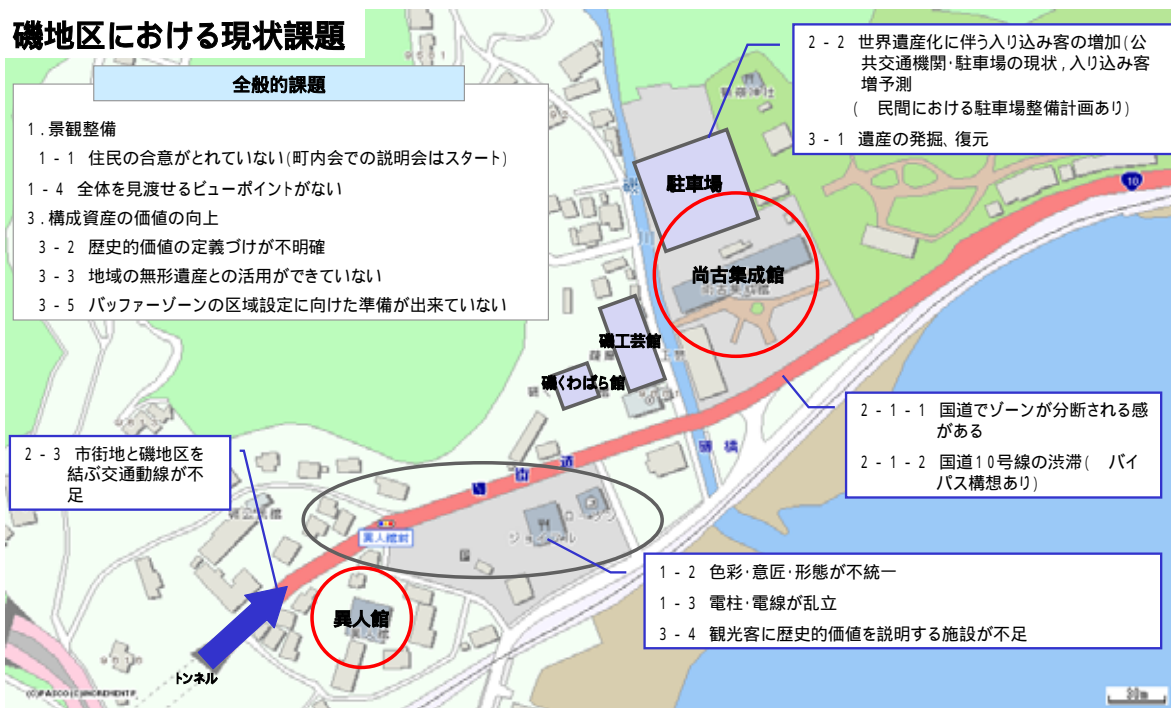
交通基盤

- ・ 集成館周辺地区は市中心部から離れているとともに、車両の交通量が激しいため、オーバーユース対策としての公共交通機関の確保、集成館跡にある駐車場代替策が必要。豪雨時（連続雨量 200mm）には土砂災害防止のために閉鎖される国道 10 号の防災対策も必要。これらの解消策としての国道のバイパス整備も有効と考えられる。

魅力向上

- ・ 近代産業の幕開けに関する資産の大半が目に見える形で残っていないため、景観形成にあたって目指す方向性の明確化が必要。
- ・ また、道路や沿道の建物等の景観整備、遺産の理解促進のための施設整備も考えられる。

図表 4 - 4.6 磯地区の課題



世界遺産登録された地域では、観光客が急増する例(下表)が多く見られる。本地域には、鹿児島市中心部と県東部の霧島市等とを結ぶ幹線道路が存在しており、世界遺産登録に伴う自動車交通の急増により、普段から渋滞が生じている国道10号の一層の混雑が想定される。その結果、観光客のみならず地域住民にも大きな不便が生じることが見込まれる。

また、国道10号は集成館と異人館の間を通ることで、両遺産を分断しており、これらの遺産について安全かつゆとりを持って見学するためには、歩行空間の確保、たまり空間の確保が必要と考えられる。

更に、国道10号の当該区間は大雨時の事前通行止めの指定区間であり、天候によって観光客及び市民の通行が左右されるという防災面での課題も抱えている。

加えて、電線や看板類の掲出等が見られるなど、道路空間及びその沿道での景観面での課題も存在しており、舗装を含めた景観整備や沿道の景観誘導が期待される。

今後の景観誘導等にあたり、住民に交通量増加対策の方向性も説明しながら、理解を得ていく必要がある。

図表 4 - 4.7 (参考) 国内登録事例における観光客数の推移

登録事例(登録年度)	観光客数〔単位：千人〕		増加率〔%〕
	登録前年度(年度)	登録後(年度)	
白川郷(1995)	671(1994)	1,545(2002)	230
紀伊山地(2004)	9354(2003)	11,383(2007)	127
石見銀山(2007)	400(2006)	665(2007)	166

出典：新井直樹：世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察、「地域政策研究」(高崎経済大学地域政策学会)，第11巻 第2号，pp.39-55,2008.9

今後の対応の方向性

産業遺産の特性及び現状分析を踏まえ、本地域での取り組み方針として、守るべき価値と魅力向上に向けた方向性として、以下が考えられる。

<守るべき価値（＝景観誘導の核）>

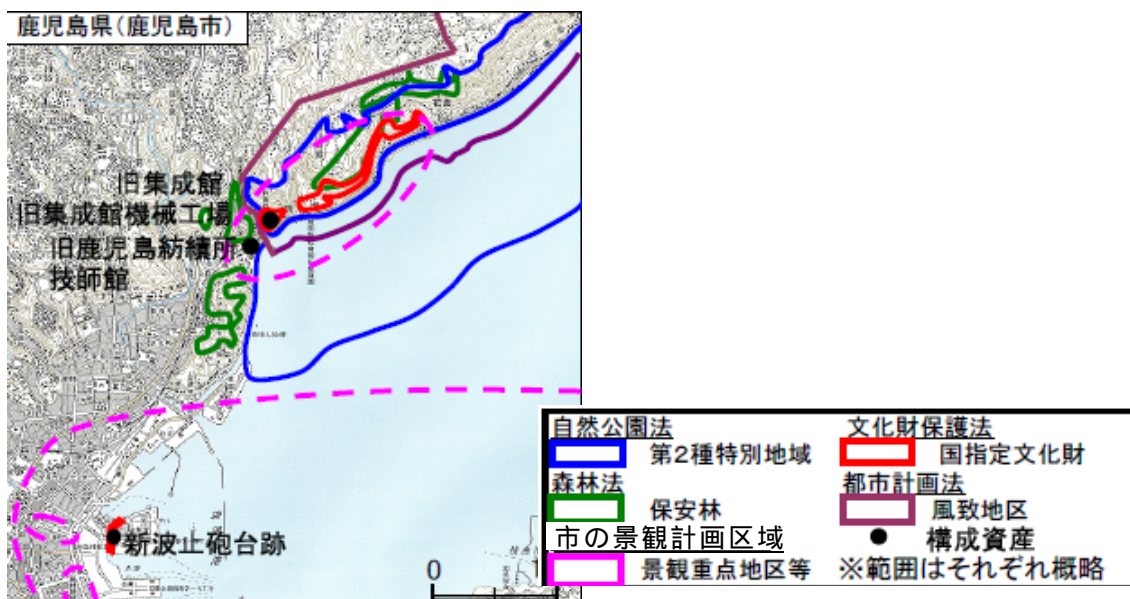
- ・ 集成館・異人館とそこでの従来の営み
- ・ それを実現した環境として、集成館・異人館周辺の稜線・海岸で囲まれるエリアについて、往時の営みを感じさせるもの

<魅力向上の方向性>

- ・ 旧集成館の史跡の調査により、往時の姿を把握
- ・ 鹿児島の特徴である桜島への眺望や地域の素材を活かした景観形成を促進
- ・ 異人館と集成館の間の安全安心な歩行空間の確保による回遊性の向上
- ・ 鹿児島島の東の歴史拠点としての広域・即地的な交通処理（防災等を含む）を検討
- ・ 沿道の景観誘導、交流施設の強化
- ・ 交通渋滞等の回避のための駐車場、公共交通の整備

なお、本地域での景観等の誘導は次図のようになっており、自然公園法による誘導及び風致地区による誘導のエリアを中心に世界遺産上のコアゾーン・バッファーゾーンを設定していくことが考えられる。その際、コアとなる歴史的資源とそれと一体となって形成される風景を構成する背景の山々、海等のあり方を一体で検討することが重要となる。

図表 4 - 4.8 区域図



出典：世界遺産暫一覧表記載資産候補提案書

< 対策例 >

上記方針を踏まえ、対策例を検討した。

< 守るべき価値の保全 >

- ・ この地域のもつ世界的な価値（近代化のさきがけ）にふさわしい景観形成（阻害物への対策等）。
- ・ 詳細な地区レベルの景観計画の策定（現在は景観形成重点地区候補地への位置づけのみ）。
- ・ 建築物・工作物の色彩や広告物等に関し、景観計画の詳細化等により、景観の誘導を行う。また、自然素材及び素材色の活用を促進を検討。さらに、高さ・形態意匠の基準の詳細化を順次市域に拡大。

< 魅力向上策 >

- ・ 観光客の増加等に対応した交通量増加対策
- ・ 中央駅・空港・港等からのアクセス性向上策、受け入れ容量の拡大（駐車場ほか）
- ・ 大雨時に国道が通行止めとならないよう、観光客及び市民の生活のための交通量増加対策
- ・ 遺産間の回遊性確保のための国道の歩行空間の改善
- ・ 交流機能（ビジターセンター機能）の強化
- ・ 遺産周辺における詳細な景観計画の立案と電線類の地中化、長期的には前面道路の歩行者の安全性向上を含めた街路整備

地域の課題

1. 景観誘導

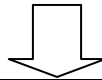
- 周辺の市街化調整区域、異人館周辺の既存建物等の景観誘導
- 新規遺産の発掘
- コア・バッファーズゾーンの区域設定
- 観光ルート及び沿道の景観整備・誘導

2. 交通インフラ・拠点整備

- 渋滞・交通量増加（観光客等）への対応
- 異人館～集成館の歩行空間の確保
- 遺産の発掘に伴う駐車場の移転及び容量の拡大
- 市街地と磯地区を結ぶ交通動線の強化

3. 構成資産の価値の向上

- 無形遺産の保全活用



対応の方向性

広域的な対応

1. 景観誘導

- ・ ルート上の景観形成 他

2. 交通インフラ・拠点整備

- ・ 渋滞・交通量増加（観光客等）対策（道路等）
- ・ 遺産間の連携のためのバス等の交通動線強化
- ・ 観光ルート上等の防災対策 他

遺産周辺での対応

1. 景観誘導

- ・ 詳細な景観誘導
- ・ 景観整備（障害物件の排除等） 他

2. 交通インフラ・拠点整備

- ・ 渋滞対策としての駐車場の確保
- ・ 遺産間の連携のための歩行空間の確保
- ・ 交流機能強化のための整備 他

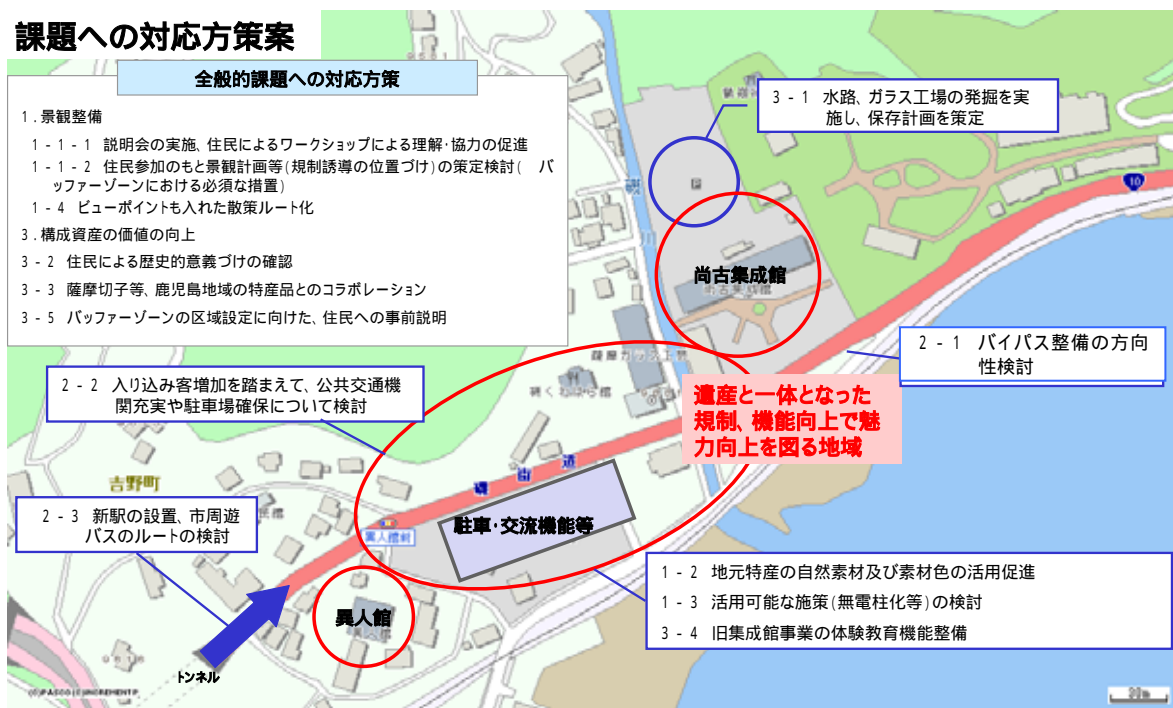
+ 共通（長期・短期）

- ・ 住民、企業合意、遺産の質の確保の仕組み

<進め方>

- ・ まずは遺産及び一体となる周辺地域（コア・バッファゾーン）の線引き。線引きにあたっては、合意形成のため、バッファゾーンでなく、コアと一体となって遺産や地域の価値を向上させることの浸透が必要。
- ・ 住民との協議の場の設置と具体的な検討の開始。住民の理解醸成のため、地域の NPO と連携し、ワークショップ、住民説明会等を開催。住民の気運を盛り上げることを目的として、住民とともに作る体制を構築し、住民が参加した形での計画づくりを行う。

図表 4 - 4.9 対応方策案



具体策（例）

景観

- ・ 景観形成重点地区（色彩、形態意匠、高さ、広告物、緑化、空地等）
- ・ 無電柱化
- ・ 民家の景観誘導（助成制度）

交通基盤

- ・ 駐車場
- ・ 道路（交通量増加対策、歩行者空間の充実化、災害への対策等）
- ・ バス、船あるいはパークアンドライド等を含めた総合的な交通戦略

魅力向上

- ・ 地域の歴史的資源の発掘
- ・ 交流機能の強化

行政、集成館、関係機関の連携で上記を実現。

今後の進め方

ワークショップによる価値の掘り起こしと、景観誘導策の検討、合意形成を行うとともに、これと並行して整備方策の検討、交通対策を実施することが考えられる。

<方策例 1：住民の理解醸成のためのワークショップ、住民説明会の実施方針案

- 1．住民と行政、専門家によるまちづくり、景観形成のあり方に関して議論を行う場を設ける。
- 2．議論を通じて、住民等の事業に対する理解向上を図り、具体の事業展開に結びつける。

(参考事例)

日本建築学会では、まちづくりデザインのワークショップとして、公募で選ばれた学生や地域住民、専門家が参加して現地を見て回り、議論することを通じて景観デザイン、まちづくりのあり方等を議論する取り組みを実施。

柳川地域での例（2007年8月）

- 第1日：開会式、懇親会
- 第2日：舟下り・まちあるき・調査結果まとめ・報告 等
- 第3日：グループ作業・エスキース 等
- 第4日：グループ作業・最終ミーティング 等
- 第5日：最終成果発表会、閉会式、打ち上げ
- 第6日：後片付け・解散

大会での展示、公開講評会



(出典) 日本建築学会 まちづくりデザイン シャレットワークショップ HP より

< 方策例 2 : 旧集成館事業の体験教育機能の整備 >

方針案

1. 集成館が試行錯誤を繰り返しながら、機械の発展に取り組んだ歴史が分かるよう、なるべく機械を並列して展示。
2. 実際に稼働しているところが見ることができる、体験できるなど、なるべく腑に落ちる手法を採用。

例

紡績事業

実際に機織機を動かし、ハンカチやタオルなどを作る体験ができる。二つの機械を見比べることにより、紡績の自動化の歴史を学ぶ。(可能であれば稼働)



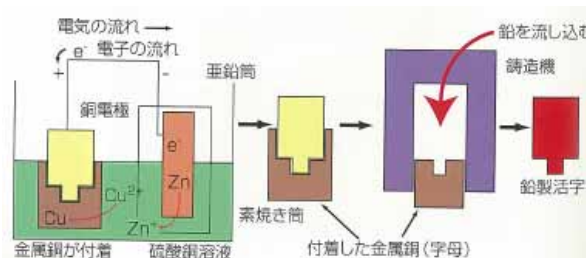
1850年頃の機織機



1860年代にイギリスから購入した紡績機械

出版事業

電気分解による鉛活字の製作が体験できる。(名前などの活字を作る)



雷かんといも焼酎

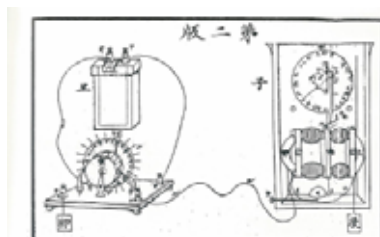
雷かん製造のために改良された芋焼酎の歴史を勉強。昔の芋焼酎を試飲できる。

写真研究

当初の写真の原理を勉強した上で、昔の部屋や服装で昔の手法で写真をとる。

電信事業

電信機の原理を学び、体験できる。



(出典)『図録薩摩のモノづくり 島津斉彬の集成館事業』より

広域展開への示唆

鹿児島地域におけるモデル検討の結果から、以下の事項について、広域的な展開の際に考慮することが有効と考えられる。

- ・ 守るべき価値として、産業遺産等と一体となった地域の地形要件への配慮
- ・ 地域の素材の活用による面的な景観整備
- ・ 遺産周辺における景観の詳細な誘導の導入
- ・ 観光客の増加や防災、景観等を考慮した交通基盤の整備
- ・ 遺産の理解促進のための交流機能の確保
- ・ 民間事業者との相互メリットの発揮
- ・ 住民との合意形成の進め方の共有

(2) 八幡地域

八幡地域の産業遺産の特性

ドイツの技術の移植によって官営八幡製鐵所が設立され、創業時の技術的問題の克服を経て、日本の近代鉄鋼業の発展に貢献するとともに、日本の産業が軽工業から重工業にシフトする出発点となった。

八幡製鐵所は、戸畑に生産機能の重点が移り、現在の鉄道より南側はその後縮小され、市の博物館や遊園地、商業施設等への転用が進んできている。

従来あった八幡製鐵所は日本の臨海工業地帯のさきがけであり、岸壁等の遺産も含め、海とのアクセスあるいは海と一体となった産業景観を感じさせること、周囲の都市化の進行が進む一方、現在も生産機能を有し、工場やくろがね線等の各種施設が稼働していることを継続することに産業遺産としての意義があることに留意することが必要である。

図表 4 - 4.10 創業当時の状況の写真



八幡製鐵所全景（明治32年（1899年）3月）

出典：世界遺産暫一覽表記載資産候補提案書



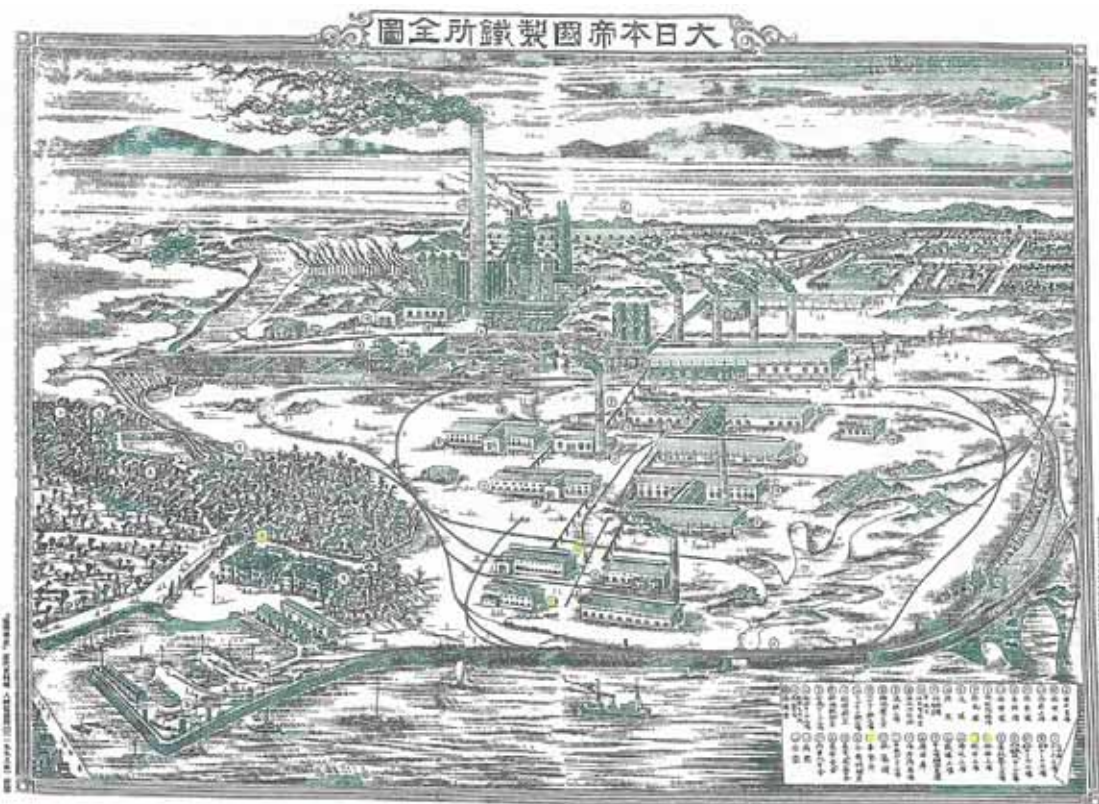
本事務所と建設中の初期工場群

出典：新日本製鐵資料



明治 24 年の絵図

出典：新日本製鐵資料



出典：新日本製鐵資料、元出典：福岡県史近代史料編八幡製鐵所（二）1998 年付図

資産の例

図表 4 - 4.11 主要資産の状況



旧本事務所



旧鍛冶工場



旧修繕工場



東田第一高炉跡



西田岸壁



位置図

出典：世界遺産暫一覧表記載資産候補提案書

課題の抽出整理

景観誘導

景観計画は策定済みであり、東田地区を対象とした詳細計画も存在するが、産業遺産としての位置づけが不足しているとともに、高速道路やスペースワールド等、都市化が進行している地域で世界遺産としての景観のあり方が課題。

また、稼動資産であるがゆえに文化財指定に伴う文化財保護と企業活動との調整が課題。

図表 4 - 4.12 周辺の構造物(東田第一高炉より)

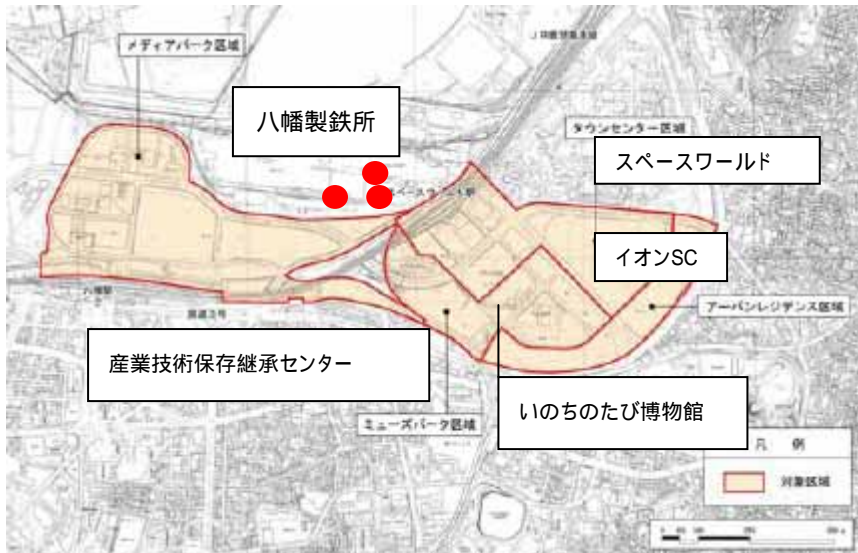


スペースワールドほか



高速道路・マンション・博物館

図表 4 - 4.13 北九州市景観計画(東田地区)



東田地区の建築物等の形態意匠に関する行為の制限(一部抜粋)

- ・建築物の配置: ランドマークとなる1901高炉、スペースシャトルの見え方に配慮する。
- ・形態: 建築物の形態は、区域の景観形成方針を実現するよう、質の高いデザインに努める。
- ・材質及び色彩: 建築物の色彩は、統一感のある、落ち着いた低彩度の色調となるように努める。

出典: 北九州市景観計画

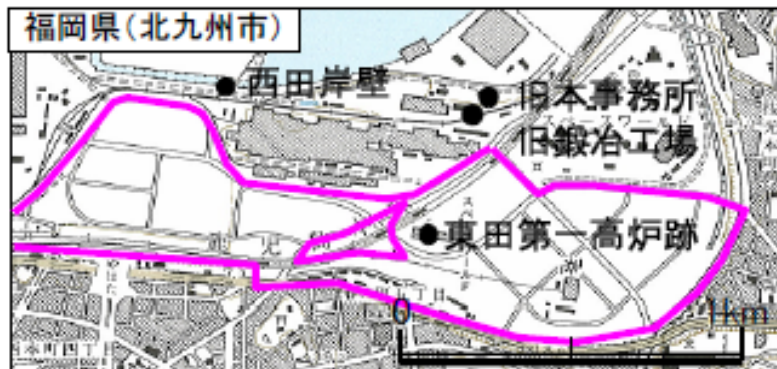
交通基盤

- ・ 来訪者のアクセス確保、資料の公開等を含め、来訪者の受け入れ態勢の構築が課題

魅力向上

- ・ 構成資産は工場敷地内の稼働資産であり、来訪者のアクセス確保など、世界遺産候補への来訪者の受け入れ態勢が整っていない
- ・ 地域の住民活動があまり存在しない
- ・ 周辺に集積する博物館群と世界遺産ビジターセンターのあり方、現在進めているエコ施策と産業遺産活用の共存が必要
- ・ 鉄鋼業として筑豊と一体的なストーリーで価値が向上するが、連携や連絡方法が課題
- ・ 八幡製鐵所内の世界遺産登録候補の3施設は補助的生産施設であり、鉄を実際に製造する工程や臨海工業地帯のはしりとしての価値をシステム全体の中で表現することが効果的

図表 4 - 4.14 区域図



自然公園法	文化財保護法
第2種特別地域	国指定文化財
森林法	都市計画法
保安林	風致地区
市の景観保護条例等	● 構成資産
景観重点地区等	※範囲はそれぞれ概略

出典：世界遺産暫一覧表記載資産候補提案書

今後の対応の方向性の検討

<守るべき価値>

- ・ 製鉄所とその生産活動、それにまつわる営み（物資運搬等）とその歴史を今に伝える産業景観
- ・ 上記を構成する世界遺産の構成3資産と、これらと一体で価値を構成する岸壁等の往時の海運を象徴する施設、海、日本初の臨海工業地帯としての意義。
- ・ 設定する視点場から見た場合に、産業景観を構成する旧製鉄所敷地を中心とするエリアの保全、景観形成

図表 4 - 4.15 資産の眺望



海からの八幡製鉄所



東田第一高炉

<魅力向上の取り組み>

- ・ 周辺資産と一体となった広域的な展開、周辺施設への来訪者の取り込み
- ・ 世界遺産構成資産候補及び資料の見学者への開放
- ・ 産業遺産からエコにつながるストーリーづくり（新旧産業が共存した地域づくり）

地域の課題

1. 景観誘導

- ・ 文化財保護制度の適用と稼動資産
- ・ 周辺の大規模施設、高速道路等の景観
- ・ コア・バッファゾーンの区域設定
- ・ 臨海工業地帯としての意義

2. 交通基盤

- ・ 駅～構成資産の歩行空間の確保

3. 魅力向上策

- ・ 点在する資産、周辺地区との連携
- ・ 産業遺産とエコの共存（新旧共存）
- ・ 鉄の製造過程を見せる（構成資産は補助的施設）

対応の方向性



1. 景観誘導

- ・ 遺産周辺の景観誘導の強化

2. 交通基盤の確保

- ・ 駐車場の確保
- ・ 歩行空間整備
- ・ 開放時間
- ・ 周辺施設との役割分担 他

3. 魅力向上策

- ・ 遺産間の連携（鉄道、海運、河川の活用）
- ・ 鉄の製造過程、往時のルートをたどる
- ・ 道路案内版、遺産案内板のデザイン内容（九州・山口の年表と地図等）統一など、九州・山口の一体感醸成のための取り組み推進
- ・ 財源確保等への連携した取り組み推進（交付金の獲得、オーバーアーチング組織での取り組み）
- ・ 共同プロモーション 他

+ 共通（長期・短期）

- ・ 住民、企業合意、遺産の質の確保

< 対策例 >

コンセプト

広域的な展開

1 「他の関連資産との一体性の強化」

- ・ポンプ場、旧松本家住宅、河内貯水池
- ・戸畑製鐵所（鉄の製造過程を見せる）

2 「往時のルートを体験」

- ・鉄道、舟運、海運（アクセス性の強化、魅力ある来訪ルート）
- ・施設整備の検討（欧州事例も参考にした“学べる”・“楽しい”施設整備など）

3 「周辺施設との連携強化」

- ・KIGS、環境ミュージアム他
- ・スペースワールド、イオン

< 広域の検討例 >



具体策（例）

- ・くろがね線、堀川の舟運、ひびき灘の海運等による関連資産の連携
- ・戸畑製鐵所の工場見学との連携

< 地区内の検討例 >



具体策（例）

< 景観誘導 >

周辺

- ・ 八幡製鐵所跡地及び八幡製鐵所周辺の色彩誘導（鉄を感じる色彩の基準化）の推進、景観計画への産業遺産としての位置づけ
- ・ 産業景観としての視点場の設定（海、駅、高台等）からの眺望への配慮の位置づけ
- ・ ランドマークとしての八幡製鐵所の景観計画への位置づけ

構成資産

- ・ 世界遺産登録を見据えた重要文化財指定等

< 魅力向上策 >

- ・ スペースワールド駅からの八幡製鐵所へのエントランス機能の確保、歩行者アクセスの確保とエリア内の安全対策
- ・ 駅から構内へのシャトルバスの運行
- ・ くろがね線や海からの船の活用による直接アクセスの確保
- ・ 新日鐵所有の資料の公開とそのための交流スペースの確保
- ・ 本事務所の修繕

今後の進め方

- ・ 稼働資産の保護方策の検討
- ・ 見学者の安全管理方策、アクセス方策の官民協議
- ・ 継続的な官民連携に向けた住民団体を育てる取り組みの実施
- ・ 市内の周辺の歴史的資産との連携、周辺施設や戸畑の工場見学への来訪との連携、筑豊との連携方策、具体的な施設整備とその負担の検討（鉄道・海運・舟運の活用）
- ・ 民間連携による産業観光
- ・ 視点場の設定と将来的な景観上の支障の排除等、景観計画への産業遺産としての施策の充実

広域展開への示唆

八幡地域におけるモデル的な検討の結果から、九州・山口のブロック全体への広域的な展開の際に考慮すべき事項として以下が考えられる。

- ・ 都市化した地域における景観形成への対応方策
- ・ 民間の稼働資産としての価値に配慮した遺産の保全方策（文化財保護制度の適用）
- ・ 官民の役割分担による魅力向上策の検討、整備
- ・ 遺産周辺の施設と連携した相乗効果の発揮
- ・ 住民活動の立ち上げ方策

(3) 萩地域

萩地域の産業遺産

萩市の近代化産業遺産は、工業化初期の時代の資産である実験用の反射炉と西洋式船の建造に先駆的な役割を果たした造船所跡（これに関連する伝統的たたら製鉄所を含む）から構成される。また、これらの遺産は、萩城を含む江戸期の城下町など、当時の萩の伝統的かつ封建的な社会経済を背景に成立したものである。具体的には、萩（長州）藩は、薩摩藩や佐賀藩とともに西洋知識の習得を図り、近代化の先駆的役割を担い、明治維新の立役者となった。こうした産業遺産とそれを成立させた時代背景を映す営みや景観が残っていることに留意した取り組みが求められる。

図表 4 - 4.16 江戸期の城下町絵図



出典：萩市 HP

図表 4 - 4.17 資産の例



萩反射炉



恵美須ヶ鼻造船所跡



大板山たたら製鉄遺跡

出典：萩市 HP

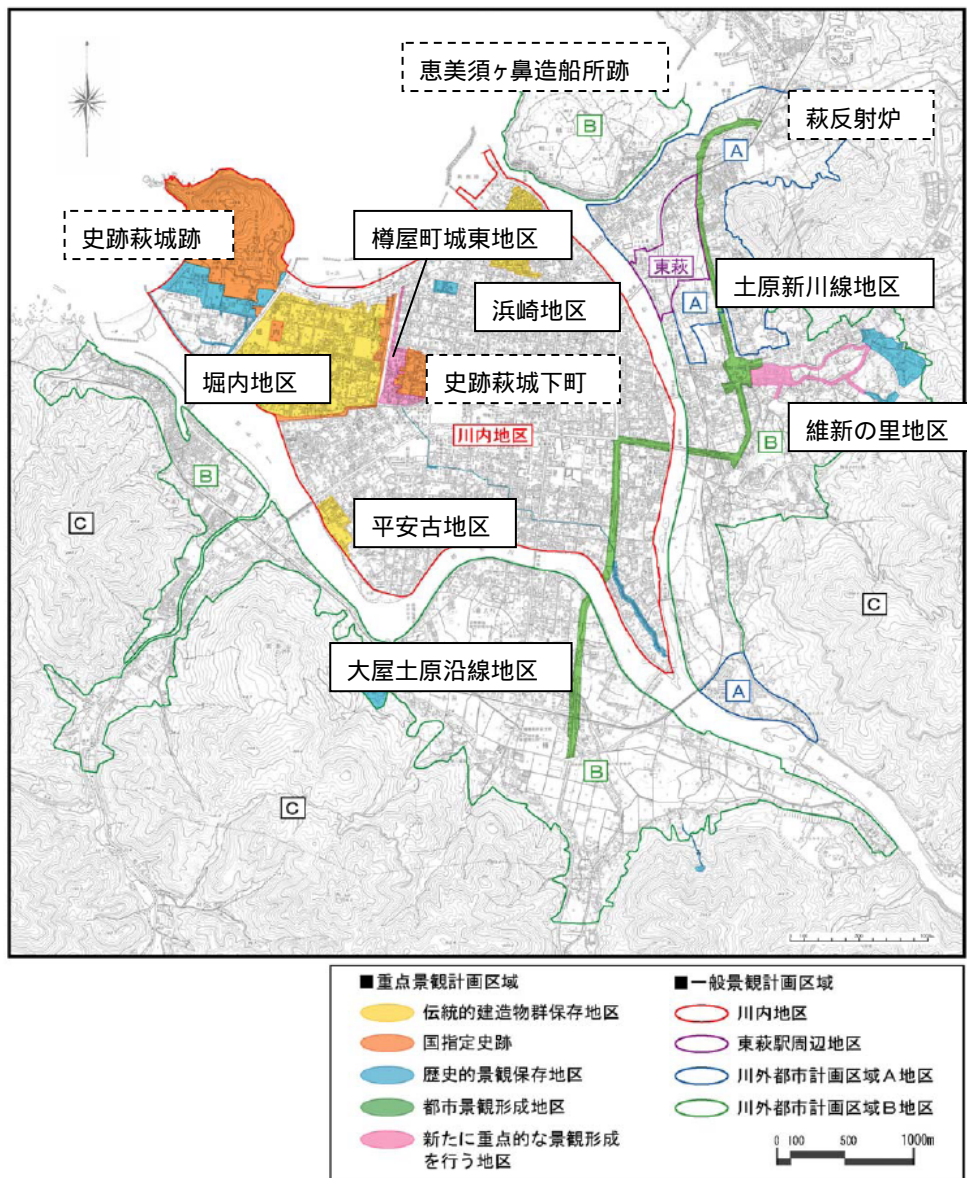


萩城下町地区（史跡）堀内地区（伝建地区）平安古地区（伝建地区）浜崎地区（伝建地区）

出典：萩市 HP

景観の規制誘導を実現した取り組みの例

図表 4 - 4.18 位置図（景観計画）



浜崎地区の取り組み【重要伝統的建造物群保存地区指定】

- ・ 北前船の寄港地である浜崎地区は港町で造り酒屋や味噌店などのある町人地で 50 棟くらいの江戸期の歴史的建造物があり、市から地域おこしを呼びかけた。
- ・ 平成 9 年 2 月に 30 人程度を集めてワークショップを立ち上げ、月 1 回程度継続して実施した。最初に浜崎地区の何が魅力かを出してもらったところ、かまぼこ・てんぷらの発祥の地とか、古くは木橋があったとか、殿様の書があるなどの続々と自慢話が出てきたため、家々の「おたから」を展示する「おたから博物館」というお祭りを露店も集めて行ったところ、3000 人の来客があり、住民が地域の魅力を実感してまちづくりの機運が高まった。
- ・ これを受けて、平成 10 年、11 年と 2 カ年にわたり九州大学のまちなみ調査（江戸期、明治期、大正期、昭和初期の建物調査）を実施、伝統的建造物群保存地区指定の可能性が高いことが分かり、有識者と地元の住民も含めた委員会で保存計画を策定し、平成 13 年の地区指定につながった。
- ・ ワークショップの開催にあたっては、ちょうど浜崎地区の街なみ環境整備計画を福岡のコンサルタントが策定していたため、最初の 5 回くらいはコンサルタントに運営してもらったが、その後は基本的に職員の直営で行った。

図表 4 - 4.19 浜崎本町筋



出典：萩市資料

土原新川線沿線地区（松陰神社を經由する街路）の取り組み【市条例：都市景観形成地区指定】

- ・ 新規の都市計画道路整備にあわせて萩らしい景観づくりを、という市の呼びかけに応じ、平成9年に6町会30人程度の地元有力者に集ってもらい、ワークショップ「ふれあいトーク」を立ち上げ、月1回1年半程度かけて、議論やまちなみウォーキングを実施。
- ・ この際には、ワークショップを専門にする防府のコンサルタントに加わってもらった。どんなまちにしたいか、4班に分かれて絵を描いてもらった。結果を県の土木事務所長、市長に発表会で発表した。
- ・ これを踏まえてまちなみの基準を策定し、沿道の住民110人程度にもアンケートを取り、7割の賛成があったことを受けて、平成11年10月に都市景観形成地区を指定し、事前届出制度を導入した。その後、平成16年に道路が完成した。



出典：萩市景観計画

大屋土原線沿線地区（萩往還）の取り組み【市条例：都市景観形成地区指定】

- ・ 上記地区と同様に平成13年9月に住民に声をかけ、30人程度を集めて、「景観協議会 オレンジロード」というワークショップを立ち上げた。萩往還を含むところであるため、萩市の玄関口にふさわしい景観を目標として、約1年をかけてデザイン検討を行い、県所長と市長に提案を行うとともに、沿道の土地所有者にアンケートを行った。住民合意を得たので、平成15年3月に都市景観形成地区に指定し、事前届出制度を導入した。その後、平成19年に道路が完成した。
- ・ こうした地区の指定により、コンビニや全国チェーンの店舗等も皆指導に従ってもらっている。大企業は企業イメージを考慮して、賛同してくれている。ただし、都市景観形成地区指定以前の大規模建築物の届出制度において、パチンコ店の外観変更の届出に対する指導を行ったが、罰則がないがゆえに指導に従わず、派手な建物を建設してしまう例があった（現在は閉店）。
- ・ 都市計画道路関連の地区では新住民も半数程度存在したが、合意形成はうまくいった。



出典：萩市景観計画

景観計画及び独自屋外広告物条例の策定

- ・ 平成 16 年の景観法制定を受けて、同年度末に景観行政団体になった。あわせて 1 市 2 町 4 村の合併で市域が拡大したため、平成 17 年度に市域の景観の現状把握を行い、平成 18 年度に建物の基準や重点区域の設定等を内容とする景観計画(素案)を作成した。平成 18 年 8 月から平成 19 年 7 月にかけて 51 回の説明会や懇談会を行って合意形成し、平成 19 年 10 月に景観計画を策定した。この際には時間がなかったため、ワークショップは行わず、説明会のみとした。この際に景観形成の方針、重点地区、一般地区の基準を定めるとともに、旧来の制度からの移行以外に旧萩地域で新たに 2 箇所の重点地区として、歴みち地区(樽屋町城東地区)、松陰神社周辺の維新の里地区、さらに旧町村地域で 4 地区を新たな重点地区に指定し、計 20 地区を重点地区に指定した。各重点地区では概ね同一の基準を適用した。いずれも原則として道路から 10m の幅では和瓦屋根と漆喰や板の外壁を材とする在来木造住宅とすることとした。
- ・ また、景観行政団体への移行を踏まえ、策定した景観計画に即して「萩市屋外広告物等に関する条例」を平成 20 年 3 月に制定した。これにより、全市域を対象に市独自の規制誘導を行うこととし、禁止地域 5 地域、許可地域 7 地域の設定とそれぞれの区域での個別の基準の設定を行った。特に、屋内でガラスに外向きに貼るポスター等も規制の対象とし、都市計画区域内は、屋上広告物を禁止した。建植広告物は、表示面積は片面 0.75 m²・高さ 4m 以下の地域もあるなど、厳しい基準を導入している。

樽屋町城東地区の取り組み【景観計画による重点地区指定】

- ・ 樽屋町城東地区では異議申し立てするという強い反対もあったが、反対者が歴史的な建物の建築に携わる者であり、伝建地区と史跡の間にあるという地区の価値を再認識してもらって賛同を得た。



出典：萩市景観計画

維新の里地区の取り組み【景観計画による重点地区指定】

- ・ 維新の里地区では面的に地区指定する計画であったが、反対を受けて道路から幅 20m の地区指定となった。一方、平成 16 年から維新の里づくり協議会が地元発意で神主や学者を中心に約 20 人で発足しており、松陰以外の歴史的資産の発掘の取り組みを開始し、まちなみ MAP の作成、松陰先生の本の出版、まちなみガイド、ウォーキング大会等を行っている。松陰のおい(横須賀高校の創設者)の旧家も発見した。市でもこうした取り組みをまちおこしに活かすため、地区の整備に取り組んでいる。



出典：萩市景観計画

住民と連携したまちづくりの取り組み例

萩まちじゅう博物館構想（概要）

失われていく風景、混乱する景観に対し、都市遺産の歴史や風土のなかで育まれた「萩が萩であることの意味やその拠り所となる考えや生活・行動様式」、すなわち「萩学」を探求し、観光資源やインフラの整備を行う。

<実施計画>

- 1) 研究保存：市・市民による資源の保存、信託の活用
- 2) 展示・情報発信・活用：歴史・自然環境を現地で正しく展示
- 3) 拠点整備と周辺整備：博物館のネットワーク
- 4) 「心のふるさと・萩」のおもてなし：まちじゅうでのおもてなしの推進

NPO 萩まちじゅう博物館の取り組み

NPO 萩まちじゅう博物館は、萩博物館の管理・運営、旧久保田家の維持管理を市から受託するとともに、博物館内のショップやレストランの経営、文化財施設を活用したイベントの開催、英文パンフレットの発行、ホームページ作成・運営、未指定文化財を全国の市民からの信託金で守る『ワンコイントラスト運動』、城下町の風情を感じさせる『筋名』の復活などに取り組んでいる。

「NPO 萩まちじゅう博物館」には一人一日約 5,000 円の報酬を支払っている。将来的には「NPO 萩まちじゅう博物館」を核に住民活動を促進していきたいと考えられている。

景観形成の取り組みからの発展

「浜崎しっちょる会」はワークショップの取り組みから発展して結成され、約 80 名がまちおこしに取り組んでいる。ボランティアガイドも 10 名おり、公開施設 3 軒の維持管理、案内、公園清掃等を行っている。このほか、「堀内伝建地区保存委員会」では美化や問題箇所所有者への通知、「平安古伝建地区保存会」では公開施設 2 軒の維持管理、案内、清掃を行っている。「維新の里づくり協議会」では、地区紹介誌『松陰先生のふるさと』の出版 2000 部を 2 回達成している。

「NPO 萩観光ガイド協会」は、9 か所の公開している文化財施設の維持・管理や市内観光施設のガイドを行っている。

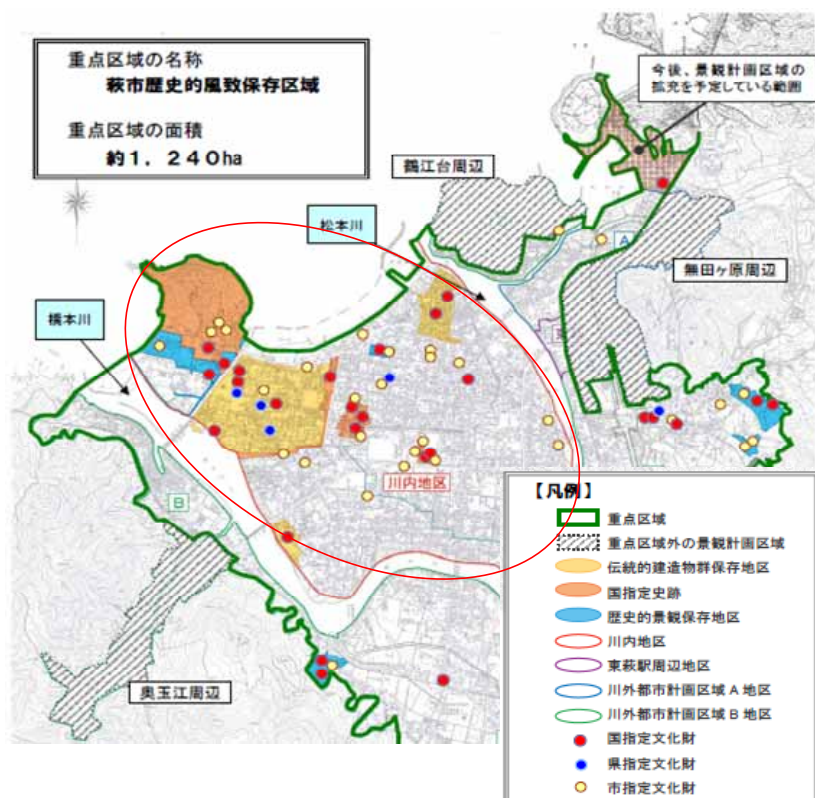
市としても、表彰制度の導入やシンポジウムの開催、おたからネットワーク事業（住民が萩の歴史を発掘して冊子にまとめる）、観光セミナー（毎年 2 月にボランティアガイドの養成）、ものしり検定等により、市民の意識啓発を行っている。

整備に関する支援制度の適用例

歴史まちづくり法に基づく支援制度の適用

- ・ 計画は企画課が平成 20 年 4 月に策定作業を開始し、同年 12 月に取りまとめ。翌平成 21 年 1 月に認定を受け、事業を実施している。
- ・ 観音院の修繕は 15,000 万円のうち、2/3 を行政負担(歴史的環境形成総合支援事業のコア事業として国費 1/2)、残り 1/3 を地元の檀家・氏子・町内会で資金を集めて実施。古い神社の老朽化を受け、歴史的風致維持向上建造物にするため、保存・修繕することで地元が結束した。
- ・ このほか、萩往還の起点である札場跡の史跡指定に向けた用地買収(歴史的環境形成総合支援事業の 1/2 補助：コア事業)・公園化事業、旧藩校の登録有形文化財である明倫館の部分改修、藍場川の石垣運河の改修、鍵曲道路の整備、旧官営長崎造船所所長の渡辺邸の保存修理、御成道沿いの江戸期の建物である森井家の保存修理等を歴史的風致形成建造物として補助(コア事業)を適用して実施。道路整備、交流施設整備はまちづくり交付金を適用し、歴史的風致維持向上計画に位置づけて補助率 0.45 にかさ上げされて実施している。
- ・ 歴史的風致維持向上にかかわるコア事業であれば、補助率 1/2 となるため、まちづくり交付金よりも補助率が高くなり、計画策定に手間はかかるが支援は厚い。

図表 4 - 4.20 歴史的風致維持向上計画重点区域



出典：萩市歴史的風致維持向上計画

広域展開への示唆

萩地域の取り組みを参照すると、広域的な展開に向けて、以下の事項に配慮することが有効と考えられる。

- ・ 景観の規制誘導の導入に際するワークショップを活用した合意形成（特に市民の誇り、地域の価値の再認識による魅力向上への継続的な取り組み）
- ・ 信託制度の適用による遺産の保護、普及啓発
- ・ 市民によるガイド等

5 . 広域的な取り組み方策

5 - 1 基本的な考え方の整理

地域に応じて課題は異なり、対応の方向性にも差異が存在することを前提としながら、地域に応じたコンセプトを確立しつつ、世界遺産全体のシリアルノミネーションとしての特性を考慮した全体の質の確保とともに、広域展開が有効な要素（PR、情報共有、財源）における連携した取り組みを推進することが求められる。広域展開が有効な要素として、PR、情報共有、財源等を視野におき、財源としては補助金等の支援制度の適用を想定する。

景観面としては、遺産周辺を中心に、観光ルートあるいは地域全体を対象に景観計画を策定し、地域の景観形成の方向性を示すとともに、建物・工作物、公共施設の整備にあたっての基準を示しておくことが今後の景観形成に必須と考えられる。

また、世界遺産登録を見据え、観光客の増加あるいは地域活性化のための観光客の増加を促進するための交通基盤の整備と同時に、移動の安全も考慮したインフラ整備を行うことが期待される。これらの観光あるいは移動を円滑にするためにも、遺産の案内サインをはじめとする誘導策が必要と考えられる。

上記方策を実現する上では、住民・企業との連携方策（合意形成、官民の財源分担等）が必須であり、協議の場の設定、ワークショップ等による住民、行政、関係者の十分な価値認識と取り組みに対する合意形成を醸成していくことが必要である。

5 - 2 各地の課題に対応した取り組みの実施

(1) 景観誘導による産業遺産の価値の担保

遺産及び地域の価値と今後の対応の方向性の明確化

- ・ 地域の歴史、自然、地形、これまでの人々の営み、産業の形成過程等は地域ごとに多様である。各地域において、これらを考慮し、世界遺産登録のストーリーも考慮しつつ、地域にとって何を守るべきか、何を核にした取り組みを進め、今後、どのような魅力向上策をとるべきかを明らかにし、地域の関係者で十分に共有した上で取り組んでいくことが必要である。
- ・ その際、特に都市化が進展している地域では、保全のみならず、新たな街並みとの対比等を有効に活用し、地域の魅力向上を図っていくことも期待される。
- ・ 一方、本件は世界遺産の中でもシリアルノミネーションであることに留意し、関係自治体の景観計画の策定を推進するなど、こうした方針、進め方を各地域で共有して取り組むことが必要である。したがって、そのための情報共有、意識あわせ、意見交換とその場の確立が必要となる。また、こうした取り組みを通じて、互いに切磋琢磨していくことが期待される。

誘導の仕組みの導入とその際の他の地域での取り組みの共有

- ・ 遺産及び地域の価値を守り、魅力を向上させていくためには、誘導制度の導入が第一段階として必須と考えられる。景観計画の策定、特に遺産周辺においては、重点的な誘導を措置することが期待される。
- ・ 未だ制度的な担保を持たない地域においては、各地域の景観形成の取り組みに関する「景観類型チェックリスト(案)」を作成し、景観施策を検討する地域が、自らチェックすることで参考にする地域やポイントを参照することが考えられる。
- ・ その際、同一の「産業遺産の立地」の都市のうち、表中のより左側の地域が参考になりうる。また、文化財保護施策、今後のまちづくりの施策についても参考に入れることが考えられる。更に、遺産が分散している場合、それぞれの地域で参考にする場所を選定する方法と分散の場合の施策全体を参考にする方法が考えられる。
- ・ また、民間が遺産を保有するとともに、現在も民間の事業のために稼働している資産が存在する。産業遺産は稼働していることに高い価値が認められるものであり、過度な景観誘導等により、稼働に制約を与え、稼働の継続を困難にすることは避ける必要がある。遺産の保全と稼働を両立する制度についての検討も求められる。

図表 5 - 2.1 景観類型チェックリスト(例)

			景観規制あり				景観規制なし	文化財 保護	ハード事業
			景観計画		自主条例 地区計画 等	自然公 園等	都市計画、 農振、 森林等のみ 計画なし		
			地区別 詳細あり	全域のみ					
産業遺産の 立地	集中	中心市 街地部	八幡(製 鉄所)				田川、直方	史跡 重文 伝建 他	中心市街地活 性化計画 歴史的風致維 持向上計画 都市再生整備 計画(まち交) 民間都市再生 事業 他
		郊外市 街地部		鹿児島(磯地区) 佐賀、唐津	飯塚		大牟田 荒尾		
		自然・ 農村部				宇城			
	分散	市街地 内	萩(城下 町)						
		市街地 外		萩(反射炉他)					
		市街地 内外			長崎、下関				



(2) まちづくりによる地域の魅力向上

交通基盤等のインフラ整備・景観形成

- ・ 世界遺産登録により、来訪者が増加し、交通渋滞が発生するなどのオーバーユースの問題も生じうるため、道路をはじめとした交通量増加対策が必要となる。
- ・ そのためには、公共交通機関の容量拡大、新設等についても交通の発生集中や来訪者のルート等を想定しながら、適切に実施していくことが必要である。ルートについては、遺産周辺のみならず、地域に散在する産業遺産を結ぶ交通ネットワークや観光ルートの設定さらにはそのPRも地域の魅力向上のためには有効である。その際、産業遺産の歴史を辿るルートや地域の観光資源とあわせたルートの設定等も考えられる。その際には既存の資源の活用（旧石炭の運搬手段等）や景観の改善措置への配慮も期待される。
- ・ 地域の素材を活用した個性ある景観形成を誘導することも地域の魅力向上に寄与するものと考えられる。

遺産の価値を伝達する機能の整備

- ・ 人々を集めるだけでなく、産業遺産の価値を正しく理解してもらうことが必要であり、遺産の価値を伝えるとともに、観光交流の核となる機能の整備も有効と考えられる。

財源の確保

- ・ こうした施設整備等を実現する上では、景観あるいは歴史まちづくり法による支援制度の活用等が考えられる。また、地域の観光収入をこれらの財源に充当可能な広域的な財源確保の仕組みも広域的な連携においては有効と考えられる。これらの財源を信託制度等の適用により公正に管理運営し、遺産の保護、普及啓発を推進することも考えられる。
- ・ また、資産を民間事業者が保有する例も散見されることから、民間事業者との役割分担の確立、民間負担に対する行政の支援も検討していくことが必要である。

(3) 取り組みの実現に向けた住民等との連携

- ・ 各地域でのまちづくり・景観形成は、行政、住民、企業等多様な主体によって担われている。そのため、地域の関係者で地域の価値を発掘、再認識し、共有することが不可欠であり、ワークショップの開催は有効な方策と考えられる。これにより、価値の再認識から、合意形成、その後のまちづくりへの発展とその体制づくりが期待される。
- ・ その際、各地域での協議の場の設置、官民連携の組織化、取り組み方針の策定等の検討が必要である。これらの円滑な推進には、事業化による効果の可視化と参加の促進が有効と考えられる。
- ・ さらには、活性化への官民連携した取り組みの実施と相乗効果の発揮が期待される。その一例として、市民によるガイド等の産業遺産を活用した住民活動の促進も考えられる。
- ・ これらの取り組みを促進するには、広域的な自治体間等での住民等との合意形成の進め

方を共有することが期待される。

5 - 3 広域的な取り組みによる効果の発揮

広域的取り組みによって効果が期待される事項として、以下の事項が考えられる。

- ・ 各地域の取り組みに関する情報共有の体制・仕組み（景観計画策定その他における連携）
- ・ 各地域にまたがる事業に対応する共通財源の確保とそのプールの仕組み
- ・ 「九州・山口の近代化産業遺産群」の一体感醸成及び観光客の相互誘導のため、道路の誘導サイン及び遺産内の案内板（九州・山口全体の概略年表及び九州・山口の地図付き）の産業遺産にあったデザインの統一
- ・ 世界遺産としての質を確保するためのノウハウや人材の共有

広域的な取り組みを進めることで、各地の取り組みを支援することが期待される。

図表 5 - 3.1 取り組み相互の関係イメージ

